

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月21日

【会社名】 M R T株式会社
(旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー)
(注) 平成26年8月19日開催の臨時株主総会の決議により、平成26年9月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【英訳名】 MRT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 馬場 稔正

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

【電話番号】 03(3344)7517

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 工藤 郁哉

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

【電話番号】 03(3344)7517

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 工藤 郁哉

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 293,760,000円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 180,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 78,840,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	480,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 平成26年11月21日開催の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、平成26年11月21日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 発行数については、平成26年12月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成26年12月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成26年12月8日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	480,000	293,760,000	172,800,000
計（総発行株式）	480,000	293,760,000	172,800,000

- （注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（720円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（720円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は345,600,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年12月18日(木) 至 平成26年12月24日(水)	未定 (注) 4	平成26年12月25日(木)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成26年12月8日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年12月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成26年12月8日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成26年12月17日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成26年11月21日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成26年12月17日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成26年12月26日（金）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、平成26年12月10日から平成26年12月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 九段支店	東京都千代田区神田神保町二丁目4番

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成26年12月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	480,000	-

(注) 1 引受株式数は、平成26年12月8日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成26年12月17日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
345,600,000	7,000,000	338,600,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（720円）を基礎として算出した見込額であります。平成26年12月8日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額338,600千円については、事業運営の強化にかかるソフトウェアの開発資金、医師会員獲得にかかる費用、事業拡大に伴う人材の採用にかかる人件費並びに事業拡大に伴うオフィス移転に関する費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

事業運営の強化にかかる医師ネット紹介等のシステム開発投資として141,820千円（平成28年3月期：12,910千円、平成29年3月期：128,910千円）

医師会員獲得にかかる広告宣伝費、知名度向上のための地方展開に係る費用として56,435千円（平成27年3月期：2,652千円、平成28年3月期：37,046千円、平成29年3月期：16,737千円）

事業拡大に伴う人材の採用にかかる人件費として33,200千円（平成27年3月期：2,268千円、平成28年3月期：30,932千円）

事業拡大に伴うオフィス移転にかかる敷金及び保証金、内装等の設備投資資金として50,000千円（平成28年3月期：50,000千円）

残額は、将来における医療人材紹介事業の成長に寄与する新規事業等に充当する方針ではありますが、具体的な支出内容及び支払時期は定まっておりません。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	250,000	180,000,000	東京都練馬区 馬場 稔正 250,000株
計(総売出株式)	-	250,000	180,000,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（720円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成26年 12月18日(木) 至 平成26年 12月24日(水)	100	未定 (注)2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成26年12月17日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成26年12月17日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成26年12月26日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	109,500	78,840,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 109,500株
計(総売出株式)	-	109,500	78,840,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成26年12月26日から平成27年1月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（720円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 12月18日(木) 至 平成26年 12月24日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	-	-

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成26年12月17日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成26年12月26日（金））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成26年12月26日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成27年1月23日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年1月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である馬場稔正、並びに当社の株主である株式会社富田医療研究所、富田兵衛、富田留美、小川智也及び工藤郁哉は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成27年3月25日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の企業理念である「医療を想い、社会に貢献する。」を記載いたします。

(2) 裏表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

(3) 表紙の次に「1. はじめに」～「5. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. はじめに

当社は「医療を想い、社会に貢献する。」を企業理念とし、インターネットを活用した医療人材紹介事業を展開しております。「現役医師」が設立した「医師の視点」にたつネットビジネスであり、東京大学医学部附属病院の医師の互助組織としてスタートしました。

当社は、その設立経緯や現在に至るまでの業務経験・ノウハウの蓄積により、医師を中心とする医療分野の人材ネットワークを強みとして事業基盤を確立しており、医師会員である医師及び医療機関等のニーズを把握することにより、当社運営サイトMedRT.com（メッドアールティドットコム）から医師会員向けに提供する情報の付加価値を高めるとともに、その利便性を向上させることを通じて、医師と医療機関等をつなく医療現場に欠かすことのできないネットワークを構築してきていると自負しております。

当社が提供する医師ネット紹介サービスの内容は、次のとおりとなります。

サービス名称	内容	
外勤紹介サービス （非常勤医師紹介） 	レギュラー （注1）	非常勤を希望する医師会員及び医療機関同士が、当社の人材紹介システムを利用して反復継続的にマッチングを行うサービス。 （レギュラーの特徴） レギュラーは、当社専任スタッフが医師と医療機関との間で条件調整をする場合もあります。
	スポット （注2）	また、勤務医師と医療機関との労働契約の維持を図るとともに、当該労働契約が終了した場合に他の医師を適時紹介することができるように、当社専任スタッフが医師及び医療機関に対して、適宜コミュニケーションをとっております。
転職紹介サービス （常勤医師紹介） 	常勤医師紹介専任スタッフが、直接面談を行い、会員医師の要望を把握した上で、求人側の医療機関と転職（常勤医師）希望の医師のマッチングを行うサービス。	

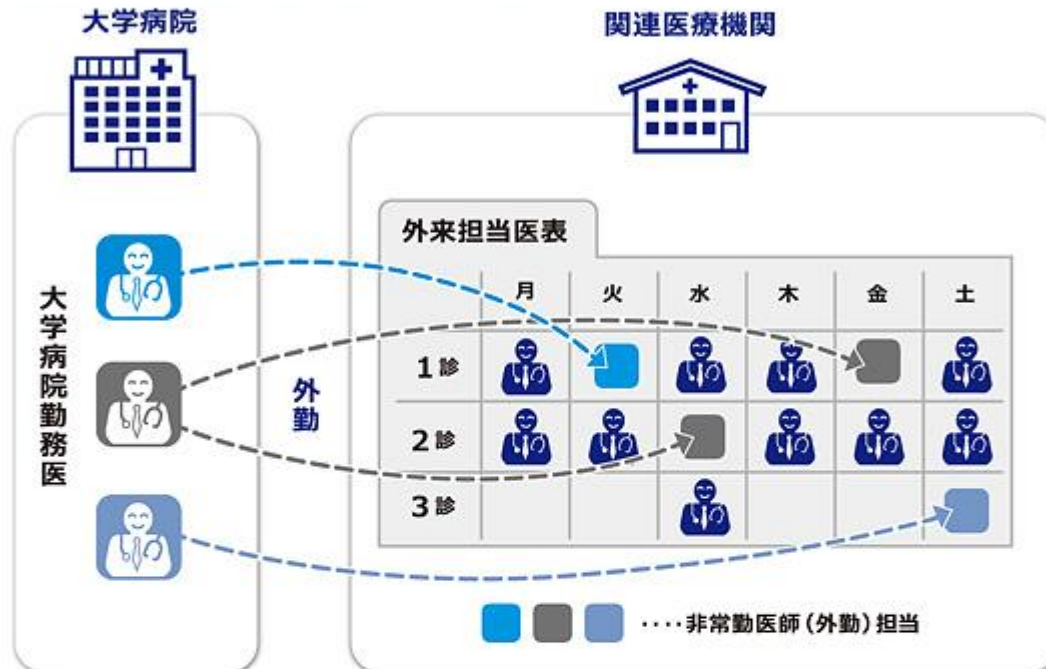
注1. レギュラーとは、「毎週定期で勤務する勤務枠」を指し、週5日勤務ではないものの正規雇用と同等の条件で期間の定めのない労働契約を締結している短時間正規雇用、若しくは契約期間2ヶ月以上の非常勤雇用の形態であります。

2. スポットとは、「単発勤務の勤務枠」を指し、レギュラーを除く非常勤雇用の形態であります。

□外勤とは

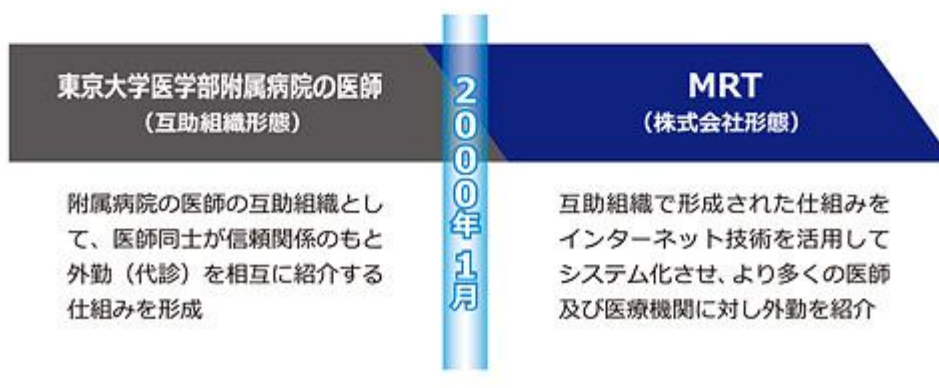
大学病院で勤務している医師が、大学病院系列市中病院を含む大学病院以外の関連医療機関に勤務することがあります。大学病院以外における勤務は、医師の間では「外勤」と呼ばれており、医師は大学医局（注）の指示／紹介のもと外勤を行っております。

市中病院においては、常勤医師のみでは医療の質を維持することができないため、適時に大学医局を含む他の医療機関に従事する医師に診療の応援要請を行う必要があります。



(注) 医局とは、大学の研究室ごと、もしくは大学病院の診療科ごとに主任教授を組織の頂点とした医師の人事、研究、教育等を担う非営利の組織のことであり、その規模は数十人から大きいところでは数百人の医師から構成されており、多くの医師はいずれかの医局に所属しております。

2000年1月に設立した当社及び当社が提供するサービスは、東京大学医学部附属病院の医師が相互に外勤を紹介する互助組織からはじまり、医師の間で呼ばれている外勤「Gaijin」を非常勤医師の紹介サービス名称に用いております。



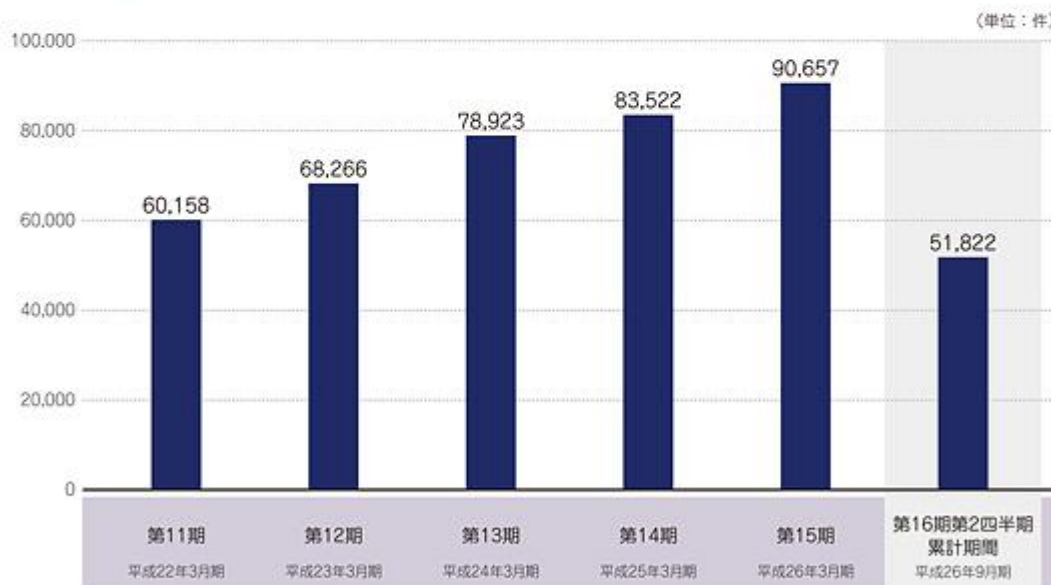
□外勤（非常勤医師）に対する医師及び医療機関の需要について

厚生労働省が平成22年9月29日に公表した「病院等における必要医師数実態調査の概要」によれば、平成22年6月1日時点の医療機関に勤務する非常勤の医師数（約3万人、週当たり延べ勤務時間数を40時間で除して常勤換算）は、医師数全体（医療機関に勤務する現役医師数約16万7千人）の18.3%を占めており、非常勤の医師に対する医療現場の需要があるといえます。



□外勤紹介件数の推移

平成16年4月の新医師臨床研修制度により、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境を受け、当社では次のとおり外勤紹介件数を毎年蓄積してまいりました。



（注）常勤医師紹介件数については「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容」をご参照ください。

2. 外勤紹介サービス(Gaikin)の特徴

医療分野の人材紹介は、医療という専門性が高い業務を担う医師を相手とするため、外勤紹介にあたっては(1)緊急手術、急患対応などの即時対応性(2)大学派閥の人事特殊性(3)専門的スキルと経験等を理解した上でのスピード重視の対応が求められます。

□サービスの特徴

医師ネットワーク

口コミで形成された医師ネットワークによる事業基盤

自動マッチング

快適かつ迅速に外勤探しができるように、インターネット技術を活用した外勤紹介システムを構築しており、原則、医師と医療機関との反復継続的に自動マッチング

□外勤紹介サービスのフロー

外勤紹介サービスは、医療現場の要望をできるだけ反映させることを可能としており、医師と医療機関とのマッチングプロセスの大部分を当社の運営サイト内で完結させております。なお、緊急性が高いケースの場合は、全医師会員にメールを流し、応募を促すなどきめ細かな対応を行っております。



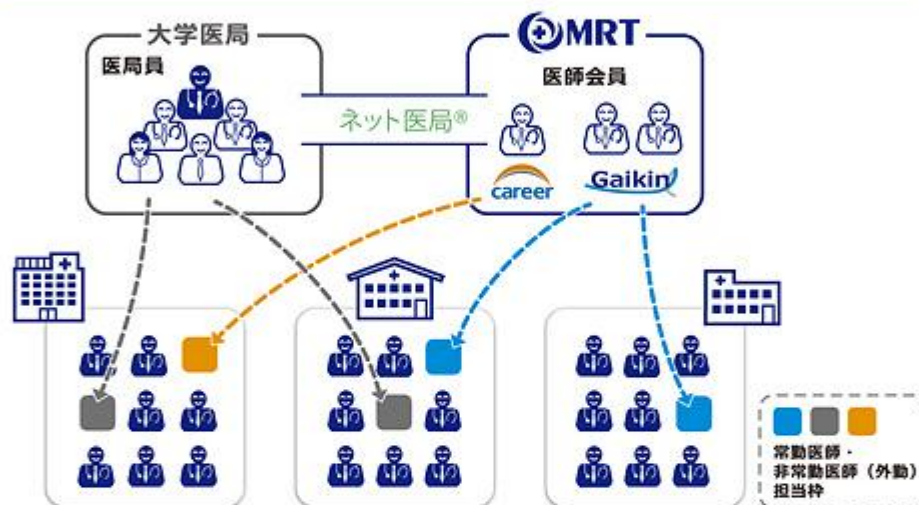
3. 事業の展開

当社は、医療分野の人材の当社運営サイトMedRT.comのアクセス数及び利用回数を増加させていくため、様々なコンテンツを用意してサービスの付加価値を高めております。現在、大学医局の業務支援の需要に着目し、ネット医局®という医局の管理業務の支援サービスを提供しております。

当社は、ネット医局®を通じて、大学医局の業務をサポートするとともに、大学医局が当社の外勤紹介サービスを活用することで、大学医局とも連携し、医療機関に医師の供給を行っております。

事業の特徴

当社が市中病院への医師の紹介など医師供給を行うことにより医局機能を補完



大学医局向けサービスの概要

医局の管理業務は、医師の勤怠管理、外勤を含む市中病院への医師の紹介、医師の募集など多岐にわたっており、その管理には多大な労力を投じているというのが実状であります。

医局業務を支援するネット医局®を活用することで、医局にとっては、医局の管理業務の大幅な効率化、省力化が図られることが期待される一方で、当社にとっては、医局単位で医師をカバーし、全国的に医師会員数を増やすことが可能となります。本書提出日現在、ネット医局®で提供しているサービスの一例は次のとおりであります。

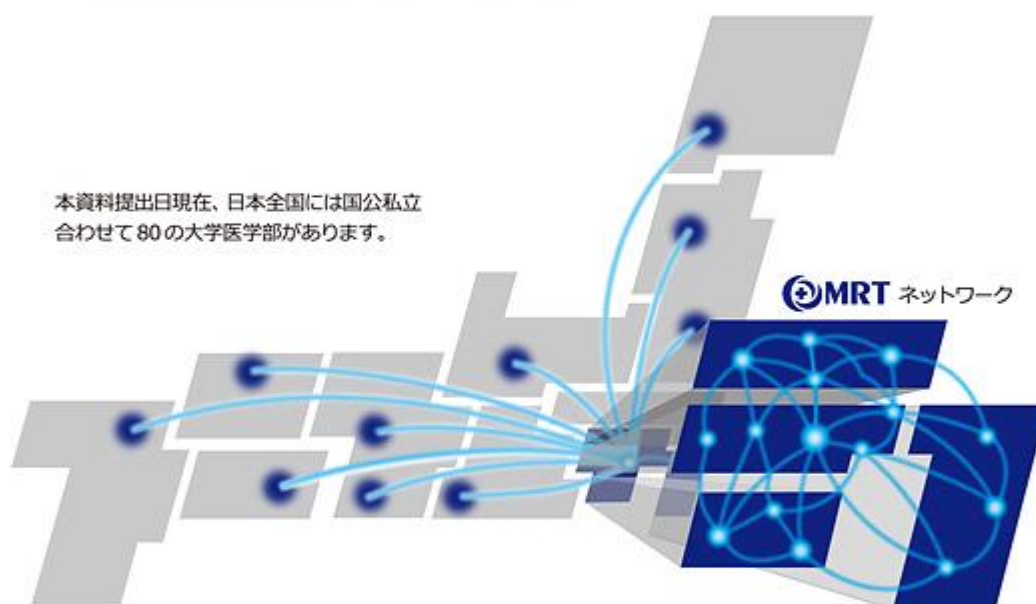


□サービスの強化の取組

当社は、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、その結果、医師会員は1都3県の医師に集中しております。当社は、MRTの全国的な知名度向上が、地方における医師紹介の機会増につながるものと考えており、地方における医師不足の解消の一翼を担うことを通じ、地域医療の発展に取り組んでまいります。

当社は、医師同士の口コミにより、医師会員数を増やしてきておりましたが、現在は、営業体制・人員の強化を進め、SNSや雑誌広告等の媒体を有効活用する等、口コミ以外のアプローチにより、医師会員数及び登録医療機関数の増加を目指しております。

また、医局業務を支援するネット医局[®]を活用することで、全国規模での医師会員数及び医療機関数の増加が課題である当社にとっては、大学病院を中心に、その関連の市中病院、開業医に至るまで医局単位で医師をカバーし、医師会員数の増加及びMRTの知名度向上を目指しております。



4. 企業理念

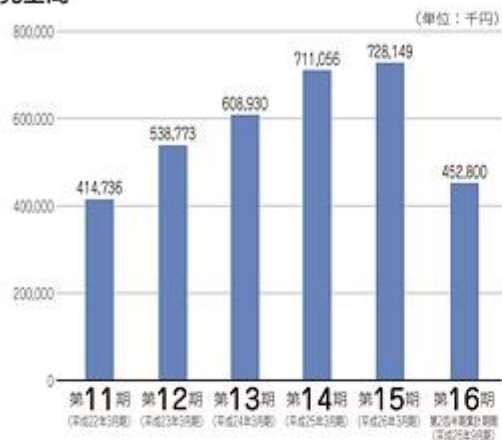
医療を想い、社会に貢献する。

当社の企業理念である「医療を想い、社会に貢献する。」ためには、医師ネット紹介サービスに加えて、(1) 医師同士のコミュニティーサイトの構築などを通じて、医師が必要とする情報を交換する場を提供することにより、医師と医師をつなぐこと、また、(2) 医療情報を必要とする企業と医療情報を保有する医師をつなぐこと、そして、(3) 医療を必要とする患者さんと医師をつなぐことにより、医師を中心とした豊かな医療の創造が図られるものと考えております。

今後は、豊かな医療の創造を図るために、ネット医局[®]以外にも、医師、医療機関、患者さん及びその他医療関係者に向けたコミュニティーサイトの構築などのサービス拡充を目指しております。

5. 業績等の推移

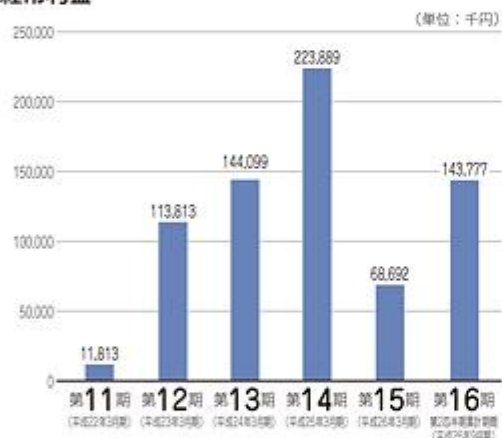
売上高



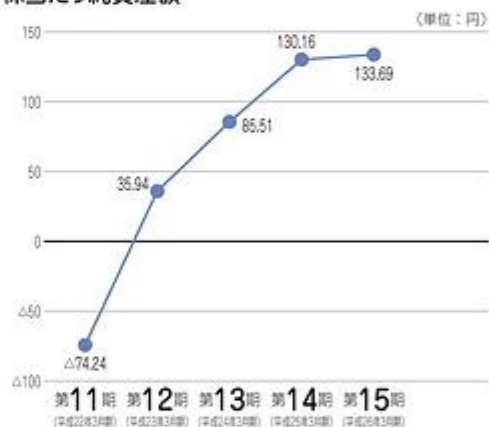
純資産額／総資産額



経常利益

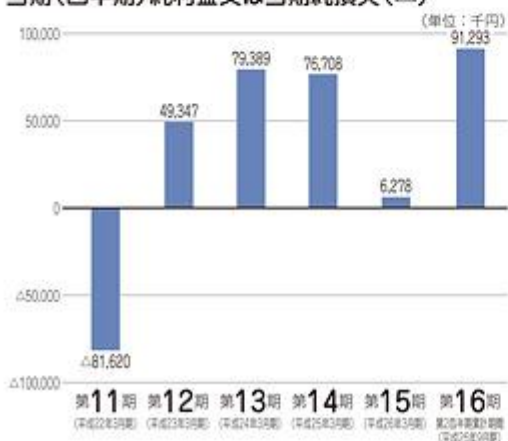


1株当たり純資産額

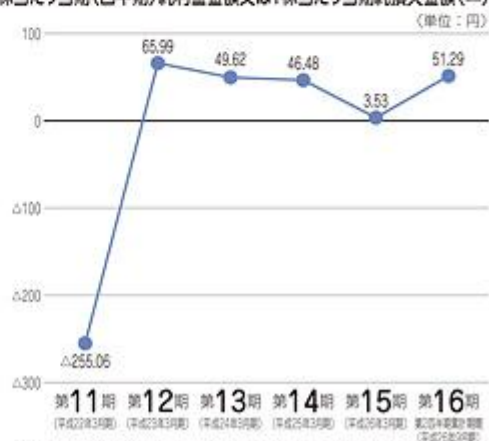


(注) 当社は平成23年8月8日付で株式1株につき20株の分割を、平成26年8月18日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は平成23年8月8日付で株式1株につき20株の分割を、平成26年8月18日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	414,736	538,773	608,930	711,056	728,149
経常利益 (千円)	11,813	113,813	144,099	223,889	68,692
当期純利益又は当期純損失 (千円)	81,620	49,347	79,389	76,708	6,278
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	8,000	40,000	40,000	49,000	49,000
発行済株式総数 (株)	160	800	16,000	17,800	17,800
純資産額 (千円)	23,758	57,505	136,817	231,688	237,966
総資産額 (千円)	178,034	344,293	368,482	556,914	543,301
1株当たり純資産額 (円)	148,487.96	3,594.11	8,551.12	130.16	133.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	510,125.65	6,599.06	4,961.87	46.48	3.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	13.3	16.7	37.1	41.6	43.8
自己資本利益率 (%)	-	292.5	81.7	41.6	2.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	160,804	16,911
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	53,554	14,240
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	16,282	1,719
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	316,817	283,945
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	20 (1)	19 (5)	32 (7)	35 (15)	58 (12)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第12期、第13期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

6. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。第13期の従業員数が年間において13名増加、第15期の従業員数が年間において23名増加したのは、業容拡大に伴う新規採用によるものであります。
9. 第13期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成23年8月8日付で1株につき20株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、平成26年8月18日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は平成23年8月8日付で株式1株につき20株の分割を、平成26年8月18日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（ ）の部』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	74.24	35.94	85.51	130.16	133.69
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額 ()	255.06	65.99	49.62	46.48	3.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) 金額	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-

2【沿革】

当社は、東京大学医学部附属病院の医師の互助組織としてスタートし、互助組織を母体として医師が、代診（担当の医師に代わって診察すること）を相互に紹介する仕組みにインターネット技術を活用してシステム化して、「医師とITを通じて、豊かな医療を創造する。」ことを目的に、平成12年1月に有限会社メディカルリサーチアンドテクノロジーとして設立されました。増え続ける医療ニーズに対し、効率的な医師紹介と適切な医療体制の確立が医師自身の手で作り出せないか、そのような医療に対する強い“想い”が当社には存在します。

年月	沿革
平成12年1月	東京都千代田区において、東京大学医学部附属病院の医師の互助組織を母体として、有限会社メディカルリサーチアンドテクノロジーを設立
平成12年5月	有料職業紹介事業の許可取得
平成16年2月	本店を新宿区市ヶ谷に移転
平成16年10月	一般労働派遣事業の許可取得
平成18年10月	有限会社から株式会社へ改組
平成19年2月	本店を千代田区九段北に移転
平成19年4月	医師紹介実績が10万件を超える
平成23年3月	本店を新宿区西新宿に移転
平成24年3月	医局業務サポートシステム向けグループウェアである「ネット医局 [®] 」を提供開始 プライバシーマーク取得
平成25年5月	医師紹介実績が50万件を超える
平成26年9月	MRT株式会社に商号を変更

3【事業の内容】

当社は、「医療を想い、社会に貢献する。」を企業理念とし、医療現場の主役である医師と医師との繋がり、そしてその医師のQOL（注1）の向上が豊かな医療の創造を実現させるという信念のもと、医師の互助組織を母体として発足いたしました。以来、経験・ノウハウの蓄積により確立した医療分野の人材ネットワークを強みとして医師に対するインターネットを活用した非常勤医師紹介及び常勤医師紹介を中心とした医療人材紹介事業を展開しております。

当社の事業は、インターネットを活用した医療人材紹介事業の単一事業であり、売上高の内容により、医師紹介サイト「MedRT.com」（メッドアールティドットコム）を利用した医師向けの非常勤医師紹介（サービス名称：Gaikin（注2））、常勤医師紹介（サービス名称：career）などの「医師ネット紹介」とコメディカルといわれる看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士及び放射線技師向けのアルバイト紹介、転職紹介などの「その他」から構成されております。

（注）1 Quality of life（QOL）とは、人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方をいいます。

2 大学病院で勤務している医師が、大学病院系列市中病院を含む大学病院以外の関連医療機関に勤務することがあります。こうしたなかで、大学病院以外での勤務は医師間では「外勤」と呼ばれており、医師は大学医局の指示/紹介のもと外勤を行っております。当社は、医師の間で呼ばれている「外勤（Gaikin）」を非常勤医師紹介のサービス名称に用いております。

1．非常勤医師の人材市場に関する当社の見解

厚生労働省が平成22年9月29日に公表した「病院等における必要医師数実態調査の概要」によれば、平成22年6月1日時点の医療機関に勤務する非常勤の医師数（約3万人、週当たり延べ勤務時間数を40時間で除して常勤換算）は、医師数全体（医療機関に勤務する現役医師数約16万7千人）の18.3%を占めており、医療現場で非常勤医師の占める割合が高いことから非常勤の医師に対する医療現場の需要は非常に大きいと考えられております。それは、以下に述べる事情によるものと考えております。

（1）まず、医療の特徴の一つとして医療全般における予測不能性が挙げられます。たとえば、患者さんの急変や、緊急手術の発生など、医療機関の日常業務の中には常に予測不可能な状況が多数存在しています。専門医が複数名常駐する医療機関であれば、緊急事態が発生した場合でも、医師の配置変更や人員補充により、医療機関内で調整し、対応することは可能であります。しかしながら、全国的に医師不足の状態が慢性化しているなかで、自院内で医師補充が行える医療機関は数多くありません。そのため、医療を必要とする患者さんの数と医療を提供できる医師の絶対数があていない医療ニーズの需給がバランスしないという現象が発生しており、適時に他の医療機関に従事する医師に応援要請を行う必要があります。要請に即座に対応できる医師に向けて、広く情報を提供し、かつ迅速な医師の医療現場への紹介が求められております。

（2）無医村に象徴される医師の地域偏在による医師不足、特定診療科目の医師不足が深刻な問題となっております。医師臨床研修制度により、症例数が多く臨床経験をえられる都市部の医療機関に従事する医師が増加する一方、地方医療機関及び大学病院に従事する医師が著しく減少し、地方の医療機関の医師不足が深刻となっております。また、過酷な勤務状態及び医療状況である診療科目は人気がなく、このような診療科目の専門医師が不足しております。そのため、地方医療機関及び特定診療科目では、常勤医師のみでは医療の質を維持することができないため、非常勤の医師によるサポートが必要不可欠となり、絶えず非常勤の医師を募集している医療機関は少なくありません。

（3）医師の世界では、一定のキャリアを積みまでは定収入がないこともあります。一般に大学医学部を卒業し医師国家試験に合格したのちに、臨床経験を活かせる一人前の医師として認められるためには、10年程度の期間を要します。この期間、医師は、外勤（診療）により多くの経験を積み、また、外勤（診療）報酬を生計の一助とする場合もあり、代診を含む外勤（診療）は、特に若手医師の高い需要があります。

2．当社ビジネスモデルの特徴

当社は、平成12年1月に東京大学医学部附属病院の医師の互助組織を母体としてスタートいたしました。互助組織という性格から、医師同士の信頼関係のもと、代診医を紹介しあう仕組みが自然に形成され、これにインターネット技術を活用してシステム化させたのが、今日の外勤（診療）ビジネスモデル（レギュラー、スポット（注））の始まりであります。当社はこのビジネスモデルを、他社に先駆けて事業化させ、事業化以来現在にいたるまで、数多くの医師に当社の紹介システムを利用していただいております。

また、当社は、医師会員である医師及び医療機関等のニーズを把握することにより、当社運営サイトMedRT.comから医師会員向けに提供する情報の付加価値を高めるとともに、その利便性を向上させることを通じて、医師と医療機関等をつなぐ医療現場に欠かすことのできないネットワークになってきていると自負しております。

（注）レギュラーとスポットは、当社が事業展開を始めた当初より使用している呼称であります。

レギュラーとは、「毎週定期で勤務する勤務枠」を指し、週5日勤務ではないものの正規雇用と同等の条件で期間の定めのない労働契約を締結している短時間正規雇用、若しくは契約期間2ヶ月以上の非常勤雇用の形態であります。

スポットとは、「単発勤務の勤務枠」を指し、レギュラーを除く非常勤雇用の形態であります。

(1) 医師ネットワークを確立していること

医師を中心とする医療分野の人材紹介は、医療という専門性が高い業務を担う人材を相手とするため、人材紹介にあたっては 緊急手術、急患対応などの即時対応性 大学派閥の人事特殊性 専門的スキルと経験等を理解した上でのスピード重視の対応が求められます。

当社は、その設立経緯や現在に至るまでの業務経験・ノウハウの蓄積により、医師を中心とする医療分野の人材ネットワークを強みとして事業基盤を確立しており、企業理念に従い、医師目線で医師の利便性を重視して人材紹介事業を展開しております。

当社のサービスを利用するに当たり、医師会員登録が必要となりますが、当社は、登録手続き上、必ず、医師免許証などの医師免許を証する公的書類、経歴書等の提出を義務付けており、非医師によるなりすまし登録を防止しております。加えて、医師免許の確認のみならず、過去勤務された医療機関及び診療科目を確認することにより、医師と医療機関とのミスマッチングも防止しております。このように医師会員のデータを厳格に管理することにより、医療機関及びその関係者に対し、安心して当社サービスを利用していただける環境を提供しております。

一般的に人材紹介ビジネス業界には、参入障壁が低いと考えられる傾向があると思いますが、医療分野に限れば、その業界の特殊性を理解した上で対応する必要があり、その経験・ノウハウ等が重要になるため、新規事業者の参入は難しいと考えております。

(2) インターネット技術を活用した人材紹介サービスであること

当社は、医療分野に特化した人材紹介事業を展開するにあたり、医療分野の人材が快適かつ迅速に外勤（診療）探し又は転職活動ができるように、インターネット技術を活用した人材紹介システムを構築しております。

これにより、求人情報サイトのような利便性と当社専任スタッフによるきめ細かい転職サポート等を実現し、多店舗展開することなく、少人数のスタッフにより、スピーディーな医療機関及び医療分野人材等の求人・求職需要のマッチングを可能にしております。

当社は、医療機関に対して医師を適切に紹介するため、医療業界の慣行を踏まえた人材紹介システムを構築しております。

(3) 医師へ提供するその他の付加価値

当社は、医療分野に特化し、インターネット技術を活用して人材紹介事業を展開していることから、医療分野の人材の需要を反映した外勤（診療）探し又は転職活動サポート以外の付加価値を提供し、医療分野の人材の当社運営サイトMedRT.comのアクセス数及び利用回数を増加させていくことが、当該の事業を成長させるための重要な課題であると考えており、当社の企業理念や事業だけでなく、事業の核となる当社の運営サイト自体も、企業理念に従い、医師目線で医師の利便性を重視した開発・運営が行われております。

当社ではこれまでに複数のコンテンツを開発し、当該コンテンツを医療分野の人材等に対して無償で提供することで、運営サイトの付加価値を高めております。

運営サイトMedRT.comが提供している外勤（診療）紹介・転職紹介以外の主なコンテンツの具体例としては「ネット医局®」があります。ネット医局®とは、当社が開発した医局（注）の管理業務の支援を行うグループウェアであり、当社は、医局の業務支援の需要に着目し、医局に無償で提供しております。

（注） 医局とは、大学の研究室ごと、もしくは大学病院の診療科ごとに主任教授を組織の頂点とした医師の人事、研究、教育等を担う非営利の組織のことであり、その規模は数十人から大きいところで数百十人の医師から構成されており、多くの医師はいずれかの医局に所属しております。

3. 医師ネット紹介の業務

(1) 医師ネット紹介の概要

医師ネット紹介には、大別するとレギュラー及びスポットから構成される「非常勤医師紹介業務（外勤紹介）」と「常勤医師紹介業務（医師転職紹介）」がありますが、それぞれの業務の流れは多少異なっており、当社の人材紹介システムは特に非常勤医師の人材紹介業務に活かされております。

非常勤医師紹介は、「(2) 非常勤医師紹介（外勤紹介）の場合」に記載のとおり、非常勤を希望する医師会員及び医療機関同士が、当社の人材紹介システムを利用して反復継続的にマッチングを行うサービスであります。

また、当社は、運営サイトを通じた勤務実績に応じてMRTポイントを医師に付与しております。このMRTポイントは、当社サービスを継続的に利用していただくための利用促進策の一環であり、一定ポイントためると、現金への交換が可能となっております。加えて、MRTポイントは、医師会員の善意により日本赤十字東日本大震災義援金など寄付にも活用されております。なお、当社における非常勤医師紹介件数の推移は、以下のとおりであります。

非常勤医師紹介件数(外勤紹介件数)の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期 第2四半期 累計期間
紹介件数実績 (件)	60,158	68,266	78,923	83,522	90,657	51,822

一方、常勤医師紹介は「(3) 常勤医師紹介（医師転職紹介）の場合」に記載のとおり、常勤を希望する医師会員及び医療機関に対して、当社の少人数の常勤医師紹介専任スタッフが当社の医師会員を医療機関に紹介するサービスであります。基本的に当社の既存の医師会員を対象に紹介しております。なお、当社における常勤医師紹介件数の推移は、以下のとおりであります。

常勤医師紹介件数（医師転職紹介件数）の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期 第2四半期 累計期間
紹介件数実績 (件)	35	31	26	47	45	36

(2) 非常勤医師紹介（外勤紹介）の場合

非常勤医師紹介は、レギュラーとスポットから構成されますが、運営サイトMedRT.comはこれらの医療現場の要望をできるだけ反映させることを可能としており、医師が勤務するまでのプロセスのほとんどを当社の運営サイト内で完結させております。加えて、緊急性が高いケースの場合は、全医師会員にメールを流し、応募を促すなどきめ細かな対応を行っているほか、レギュラーについては、当社専任スタッフが医療機関との調整をします。

非常勤医師紹介の流れは以下のとおりであります。

非常勤医師の求人側の医療機関（病院、診療所等）は、あらかじめ、当社運営サイトにより会員登録し、医師求人募集要項（診療科、期間、報酬など）を運営サイトに掲載します。

非常勤による就業を希望する医師は、あらかじめ、当社運営サイトで会員登録した上で、掲載されている募集要項を確認し、運営サイト経由で応募します。

求人側の医療機関は、運営サイト経由で医師からの応募内容を確認し、雇用につき同意する場合は、両者の労働契約が成立します。なお、レギュラーの場合は、当社専任スタッフが、医師と医療機関との間で、開始時期などを調整します。

その後、当社は、一定の紹介手数料を求人側の医療機関から受領します。なお、医師からは手数料の受領はありません。

レギュラーの場合は、レギュラー勤務医師と医療機関との労働契約の維持を図るとともに、当該労働契約が終了した場合に他の医師を適時紹介することができるように、当社専任スタッフが医師及び医療機関に対して、適宜コミュニケーションをとることとしております。

[非常勤医師紹介（外勤紹介）の手順（図）]

1. 当社運営サイトに会員登録(医師・医療機関)



2. 医師と医療機関とのマッチング(Webサイト)



3. 医師と医療機関との間に労働契約が成立



4. 勤務実績に応じ、医療機関から紹介手数料を受領



(3) 常勤医師紹介（医師転職紹介）の場合

常勤医師の人材紹介業務は、求人側の医療機関及び転職希望の医師が運営サイトMedRT.comで会員登録等を実施し、その後、常勤医師紹介専任スタッフが、直接面談を行い、会員医師の要望を把握した上で、求人側の医療機関と転職希望の医師のマッチングを行います。

常勤医師紹介の流れは以下のとおりであります。

常勤医師の求人側の医療機関（病院、診療所等）は、あらかじめ、運営サイトにより会員登録し、医師求人の募集要項（診療科、期間、報酬など）を運営サイトに掲載します。

当社の常勤医師紹介専任スタッフが直接、求人側の医療機関と面談し、雇用条件などの希望を伺い、その希望に極力適う医師の探索を開始し、紹介します。

一方で、正規雇用による就業を希望する医師は、あらかじめ、運営サイトで会員登録した上で、当社運営サイト経由で正規雇用による求職の申し込みを行います。

当社の常勤医師紹介専任スタッフは、直接、医師会員と面談し、就業条件等の希望を伺い、その希望に極力適う医療機関の探索を開始し、紹介します。

求人側の医療機関及び医師双方が同意した場合、両者の労働契約が締結されます。

その後、当社は、一定の紹介手数料を求人側の医療機関から受領します。なお、医師からは手数料の受領はありません。

[常勤医師紹介（医師転職紹介）の手順（図）]

1. 当社運営サイトに会員登録(医師・医療機関)



2. 常勤専任スタッフが医師へ直接ヒアリングし、ご要望をお伺いします



3. 常勤専任スタッフが医療機関へ直接ヒアリングし、ご要望をお伺いします



4. 医療機関のご要望をシステムへ反映し、ご希望の条件に合う医師とのマッチング



5. 医師と医療機関との間に労働契約が成立



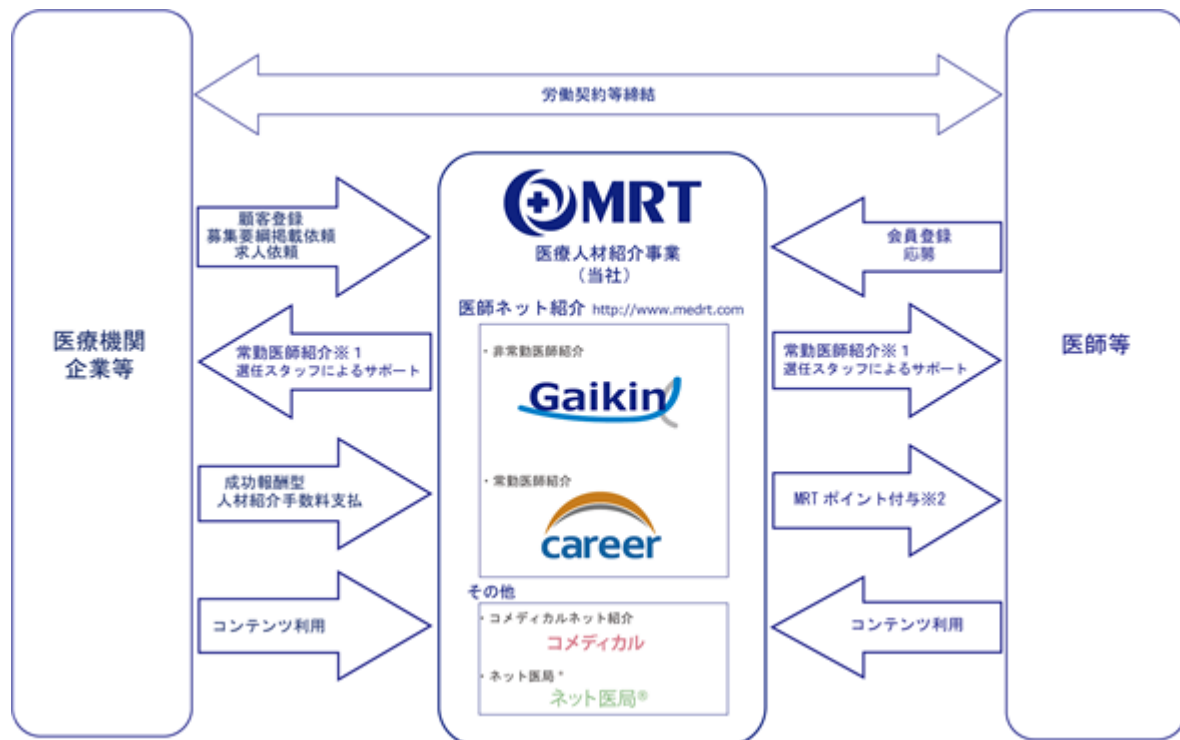
6. 労働契約締結に応じ、医療機関から紹介手数料を受領



4. その他

当社は、主として医師を中心として紹介をしておりますが、その他売上として、コメディカルといわれる看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、放射線技師につきましても「3. 医師ネット紹介の業務」と同様の紹介をしております。なお、コメディカルネット紹介には、MRTポイント制度の適用はありません。

[事業系統図]



- (注) 1 常勤医師紹介専任スタッフが、直接面談を行い、会員医師の要望を把握した上で、求人側の医療機関と転職希望の医師のマッチングを行います。
- 2 常勤医師紹介及びコメディカルネット紹介の場合には、MRTポイントは付与されません。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
57(12)	30.4	2.9	4,688,493

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、最近1年間の平均人数を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。

4. 従業員数が最近1年間に於いて11名増加したのは、業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、円安による輸出採算の改善、個人消費の底堅い推移や建設投資の回復に加え、消費税増税前の駆け込み需要が大きく影響し、非製造業を中心に幅広い業種で改善が見られました。ただし、増税前の駆け込み需要の反動や海外における景気の下振れ懸念もあり、先行きについては依然不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く医療業界については、医師不足や高齢化社会の進展、医療従事者の負担軽減や処遇改善の要請等を背景に、医師をはじめとする医療人材への医療機関からの引き合いは底堅いものがあります。

このような環境のもとで、非常勤医師紹介に経営資源を集中させたことにより、医師及び看護師等の転職売上高が減少しましたが、経営資源の集中に加えて、各種医師会員向けのキャンペーン等を積極的に行った結果、医師会員登録数及び非常勤医師紹介実績数が堅調に伸びました。一方、医師ネット紹介の持続的な成長を図るために、営業及び管理部門の増員、広告宣伝等営業活動を積極的に行っていました。また、今後の医師会員登録数及び医療機関登録数の増加、社内外のセキュリティ強化に向けて、社内システムの構築及び社内インフラの整備を合わせて取り組みました。これにより、増員に係る採用費、医療機関新規獲得費、販売活動費等の一時的な費用が大幅に増加しました。更には、ネット医局の収益計画の見直しによる固定資産の減損、訴訟に関連して発生すると見込まれる弁護士費用等を追加計上しました。

この結果、当事業年度の売上高は728,149千円（前年同期比102.4%）となり、営業利益は55,502千円（同25.0%）、経常利益は68,692千円（同30.7%）、当期純利益は6,278千円（同8.2%）となりました。

なお、売上の内訳は、非常勤医師紹介及び常勤医師紹介である「医師ネット紹介」678,547千円（前年同期比105.7%）、コメディカルネット紹介など「その他」49,601千円（同71.9%）であります。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済及び金融政策により設備投資の増加や雇用環境の改善等がみられ、緩やかに回復しております。一方、個人消費については、消費税率引き上げによる影響はあるものの、堅調に推移しております。ただし、海外の景気減速や輸入原材料価格の上昇が懸念されることから、先行き不透明な状況が続いております。

当社をとりまく医療業界において、わが国では、依然として、医師不足や少子高齢化社会の進行により、医療従事者に対する期待は、高まってきております。

このような環境のもとで、学会等のイベントへの参加及び医師会員向けのキャンペーンにより堅調に医師登録件数が伸びました。また、前事業年度に取り組みました営業の増員及び社内インフラの整備等の効果もあり非常勤医師紹介件数が伸び、売上高は順調に推移しました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は452,800千円となり、営業利益は145,833千円、経常利益は143,777千円、四半期純利益は91,293千円となりました。

なお、売上の内訳は、非常勤医師紹介及び常勤医師紹介である「医師ネット紹介」427,478千円、コメディカルネット紹介など「その他」25,321千円であります。

(2) キャッシュ・フロー

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ32,871千円減少し、283,945千円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は16,911千円（前年同期は160,804千円の獲得）となりました。これは、主に税引前当期純利益13,354千円、減価償却費27,932千円及び減損損失32,974千円の計上等による収入がありました。法人税等の支払額93,173千円等による支出があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は14,240千円（前年同期は53,554千円）となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出43,264千円、保険積立金の払戻による収入34,015千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は1,719千円（前年同期は16,282千円の獲得）となりました。これは、リース債務の返済による支出によるものであります。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ140,956千円増加し、424,902千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は154,776千円となりました。これは、主に税引前四半期純利益143,777千円の計上、法人税等の還付額26,257千円等による収入がありましたが、訴訟関連費用引当金22,665千円及び未払金26,171千円等の減少による支出があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は12,939千円となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出10,818千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は880千円となりました。これは、リース債務の返済による支出によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、医療人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

第15期事業年度及び第16期第2四半期累計期間における販売実績を売上区別に示すと、次のとおりであります。

売上区別の名称		第15期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第16期第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
		販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
医師ネット紹介	非常勤医師紹介	548,867	111.1	323,461
	常勤医師紹介	129,679	87.6	104,017
	小計	678,547	105.7	427,478
その他		49,601	71.9	25,321
合計		728,149	102.4	452,800

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の事業に関連する医療・ヘルスケア市場においては、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境下で、当社は強みとしている医師の互助組織として発足以来の経験・ノウハウの蓄積で確立した医師を中心とする医療分野の人材ネットワークをさらに強化し、以下事項を対処すべき課題と認識して、「医療を想い、社会に貢献する。」という企業理念に沿って永続的な成長を実現するため、各課題に取り組んでまいります。

1．全国的な知名度の向上

当社は、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、その結果、医師会員は1都3県の医師に集中しております。そのため1都3県においては、MRTの知名度は非常勤医師紹介の業界の中で相当程度浸透し、強みを有していると考えております。一方で、1都3県以外の地域では、医師に対する当社の知名度は高いとはいえ、今後は、MRTというブランドを関東以外の地域に浸透させることにより、MRTの知名度の全国的な向上を図ることが求められます。

当社は、MRTの全国的な知名度向上が、地方における医師紹介の機会増につながるものと考えており、地方における医師不足の解消の一翼を担うことを通じ、地域医療の発展に取り組んでまいります。

医師会員分布

平成26年10月31日現在

	1都3県	左記以外	合計
医師会員比率（％）	69.7	30.3	100.0

（注）1都3県とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県としております。

2．医師ネット紹介のさらなる強化

当社の医師ネット紹介において、特に非常勤医師の人材紹介では、継続的に当社を利用している医師が数多く存在しているという事実があり、当社の強みになっていると考えております。しかしながら、本書提出日現在、当社に登録している医師会員数は約1万5千人（過去に登録されている医師の累計数（退会者を除く））であり、日本全国の医師数が約30万人（厚生労働省「平成24年（2012）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」）であることを考えると、会員数の多さという視点ではまだ十分とはいえません。

このため、当社では、今後の医師ネット紹介の拡大、新規事業展開を進めるため、医師会員数を大きく増やすことが課題であると考えております。当社は、医師同士の口コミにより、医師会員数を増やしてきておりましたが、今後は、営業体制・人員の強化を進め、SNSや雑誌広告等の媒体を有効活用する等、口コミ以外のアプローチにより、医師会員数及び登録医療機関数の増加を目指しております。

3．医局への取り組み

医局の管理業務は、医師の勤怠管理、代診を含む市中病院への医師の紹介、医師（医局員、後期研修医などを含む）の募集など多岐にわたっており、その管理には多大な労力を投じているというのが実状であります。加えて医局人事統制が緩和される中、当社が医局から市中病院への医師の紹介など医師供給の機能を補完的に行う機会が増えてきているものと考えられます。

医局業務を支援するネット医局®を活用することで、医局にとっては、医局の管理業務の大幅な効率化、省力化がはかれることが期待される一方で、全国規模での医師会員数及び医療機関数の増加が課題である当社にとっては、大学病院を中心に、その関連の市中病院、開業医にいたるまで医局単位で医師をカバーし、医師会員数を増やすことが可能となります。ネット医局®は、医局への導入を推進する目的で、現在無償で提供しておりますが、ネット医局®を通じた医師会員数の増加は、医師ネット紹介事業の収益などの一助となると考えております。

4．新規サービスの拡充

本書提出日現在、当社は、運営サイトMedRT.comを通じて、医師と医療機関に対して求人、求職情報を提供することにより、医師と医療機関を直接医療現場でつないでおります。しかしながら、当社の理念である「医療を想い、社会に貢献する。」ためには、これに加えて、医師同士のコミュニティーサイトの構築などを通じて、医師が必要とする情報を交換する場を提供することにより、医師と医師とをつなぐこと、また、医療情報を必要とする企業と医療情報を保有する医師をつなぐこと、そして、医療を必要とする患者さんと医師をつなぐことにより、医師を中心とした豊かな医療の創造が図られるものと考えております。

今後は、豊かな医療の創造を図るために、ネット医局®以外にも、医師、医療機関、患者さん及びその他医療関係者に向けたコミュニティーサイトの構築などのサービス拡充を目指しております。

5．システムの安定的稼働と強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が、極めて重要であると認識しております。このため、当社は、会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

6．人材の確保・育成

当社の「対処すべき課題」の解決には、優秀な人材を継続的に確保・育成することが課題であると認識しております。当社は株式上場などを通じ、さらに知名度を向上させ、当社が必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に由来するリスクについて

(1) インターネット関連市場

当社の主たる事業は、インターネットを活用した医師を中心とする医療分野の人材紹介事業であり、インターネットの普及・利用状況や技術革新等の影響を受けます。わが国におけるインターネットの普及率は平成25年12月時点において82.8%（総務省「平成26年度版 情報通信白書」）であり、世界的に見ても高水準にあります。しかしながら、今後、インターネット利用の普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、一般的な普及が進んでも何らかの理由で医療従事者間でのインターネットの普及が阻害された場合、あるいは、急激なインターネットの技術革新が発生し当社が対応できない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 医療・ヘルスケア市場

現在、当社の売上の多くが、医療・ヘルスケア関連分野からのものとなっています。医療・ヘルスケア関連業界は、高齢化などにより今後も市場の成長が見込まれますが、何らかの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小するなどした場合や、市場動向に当社が対応できない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社との競合

人材紹介業界は、新規参入障壁が低く、大手事業者から個人事業まで多数存在しています。しかしながら、医療分野の人材紹介業界に限ると、医師からの信頼を得ることが必要であり、当社は口コミや紹介をベースに会員を増やしていることから、差別化が図られていると考えております。しかしながら、今後、他社との競合による紹介手数料の低下、事業者間の合併・事業譲渡による再編が進む可能性も否定できず、当社がこれらの流れに対応できない場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等

当社事業を規制する主な法規制として、「職業安定法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」、「電気通信事業法」、「プロバイダ責任制度法」及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」があります。当社は、職業安定法に基づく厚生労働大臣の「有料職業事業許可」及び労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の「一般労働者派遣事業許可」を受けており、許可の有効期間は5年であります。

職業安定法は、職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑み、その適正な運営を確保するために、紹介事業を規制しており、厚生労働大臣は、当社が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法第32条）に該当したり、当該許可の取消事由（職業安定法第32条の9）に該当した場合には、許可の取り消しや業務の全部又は一部の停止を命じることが出来る旨を定めております。

また、労働者派遣法及びその施行令においては、原則として医師の医療機関への派遣が禁止されており、例外的にへき地などには医師派遣も法的に許されております。その限りにおいて、労働者派遣法は、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、「許可の取り消し等」を定めており（労働者派遣法第14条）、派遣元事業者（派遣事業を行う者、法人である場合にはその役員を含む。）が同条第1項のいずれかに該当するときは、許可の取り消しが出来る旨を定めております。

本書提出日現在において、当社が職業安定法及び労働者派遣法に定める取消事由に抵触することはありませんが、今後何らかの理由で許可が取り消された場合、当社の事業活動が制限され、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、当社は電気通信事業法上の特定電気通信事業者であり、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社の人材紹介先である医療機関は、「医療法」及び「薬事法」等の医療関連法規制等の影響を受けております。今後、これらの法規制等の改正等が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業内容に由来するリスクについて

(1) 業績の季節変動性

医師ネット紹介においては、紹介した人材の入職日を基準に売上高を計上するため、一般的に年度の始まりとされている4月の転職希望者が多く、第1四半期に売上高が偏重する傾向となります。

第15期の各四半期会計期間に係る売上高は以下のとおりであります。

会計期間	第15期 第1四半期会計期間	第15期 第2四半期会計期間	第15期 第3四半期会計期間	第15期 第4四半期会計期間
	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年1月1日 至平成26年3月31日
売上高（千円）	233,767	162,629	185,789	145,962

(2) 人材紹介の取引慣行

常勤医師紹介及びコメディカル転職紹介において、当社は医療機関に紹介した常勤医師及びコメディカルの入職時に売上高を計上しております。人材紹介事業の慣行として、求職者が自己都合により退職した場合には、求職者の勤務期間に応じて一定率の手数料を返金する取り決めがあり、当社においても医療機関と紹介手数料を返金する取り決めを行っております。過去の返金実績に応じて売上返金引当金を計上しておりますが、当社の想定する以上の返金が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 公務員医師の紹介

公務員医師は、国家公務員法及び地方公務員法に基づき兼業を禁止されておりますが、事前に兼業する許可を取得することで、兼業が認められております。

当社は、会員規約等により事前の兼業許可を取得することを医師会員に対して注意喚起しており、事前の兼業許可を取得していることを条件に公務員医師に対して医療機関への紹介を行っております。しかしながら、当該公務員医師が事前の兼業許可を得ていない場合に、当社は法令違反の公務員医師を医療機関に紹介する可能性があります。当社の職業紹介事業者としての信用が毀損される可能性があります。

なお、当社は、運営サイトを通じた勤務実績に応じてMRTポイントを公務員医師を含む医師会員に対して付与しておりますが、公務員医師にとって当該ポイントは公務員の職務に関して収受等されるものではないこと等を弁護士に確認しており、法令に抵触するものではないと考えております。

(4) 運営サイトの健全性の維持・向上

当社が提供するコミュニティサービスは、医師専用のサイトにおいて、多数の個人会員が会員間で独自にコミュニケーションをとることを可能としております。当社は、健全なコミュニティを育成するため、医師が会員登録するにあたり、医師免許や保険医登録票等を確認しており、医師になりすました者等の不適切な利用を排除しております。

しかしながら、今後急速な会員数の拡大等の結果として、当社が会員によるサイト内の行為を完全に把握することが困難となり、会員の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合には、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害

当社が提供する医療機関の求人情報や医療従事者向け専門サイト等のサービスは、コンピュータシステムと通信ネットワークにより提供されております。

当社は、自前のシステム管理体制の構築、定期的バックアップ、稼働状況の監視等により、システムトラブル発生の未然防止又は回避に努めておりますが、自然災害や不慮の事故、想定を上回る急激なアクセス増等の一時的な過負荷その他の要因によりコンピュータシステムにトラブルが生じた場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権

当社の知的財産権について

当社は、事業推進のため「MRT」「ネット医局」等を商標登録しており、今後においても必要となる提供サービスの呼称等は商標登録し、当社の知的財産権として保護・管理する方針としております。しかしながら、当社の知的財産権が何らかの理由により侵害された場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

当社による第三者の知的財産権の侵害について

本書提出日現在において、当社が第三者の知的財産権を侵害していないと認識しており、第三者から当社が第三者の知的財産権を侵害している旨の通知等を受け取っておりません。当社は、インターネットを通じたサービスの提供にあたり、第三者の著作権や商標権等の知的財産権を侵害することがないように、顧問弁護士等との連携を図る等の対策を講じておりますが、当社が意図しない形で第三者の知的財産権を侵害するような事態が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社が事業拡大を進めていくには、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。

しかしながら、人材を適時確保できない場合や人材が大量に社外へ流出してしまった場合、あるいは人材の育成が当社の計画どおりに進捗しない場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規事業の推進

本書提出日現在、当社では、中長期的には、医師ネット紹介での経験・ノウハウを活用し、ネット医局®をはじめとする新規事業に取り組んでまいりますが、これによりシステムへの先行投資や、人件費等の追加的な支出が発生する可能性があります。また、当該事業を推進させるなかで、当社の計画どおりに新規事業が進捗しない場合及び十分な収益を見込めず初期投資を回収できない場合等には、固定資産の減損損失の発生等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. その他のリスクについて

(1) 大株主について

当社の非常勤取締役会長である富田兵衛氏は当社の創業メンバーの一人で、当社以外にデータサイエンス株式会社代表取締役会長、医療法人社団優人会理事長及び優人クリニック院長を務めております。

同氏は、同氏の配偶者及び同氏の資産管理会社である株式会社富田医療研究所とあわせて、本書提出日現在、当社株式の71.9%を所有する大株主であり、当社の創業者、医師及びシステム開発事業会社の代表者としての経験に基づき、当社経営陣に対する助言・アドバイス等を行う役割を非常勤取締役として担っております。

同氏が常勤役員として兼任している法人は以下のとおりであります。

法人名	医療法人社団優人会
事業内容	病院経営事業
当社との取引関係	医療法人社団優人会優人クリニックとの間で 医師・看護師等紹介の取引があり、取引条件は、一般取引条件と同様であります。

(2) 訴訟等について

本書提出日現在において、当社と元役員及び元従業員との間で、民事訴訟あるいは刑事事件が発生しております。それぞれの訴訟等の内容については、 から のとおりであります。今後の推移によっては当社の主張が認められず、当社に金銭その他の損害が発生する可能性があります。

また、当社は から の訴訟等について弁護士と協議しながら、どのような時期に、どのような手続等が発生するかの見通しを検討しつつ慎重に対応しておりますが、必ずしも当社が想定している通りになるわけではありません。原告、裁判所及び警察等の関係者の判断により、当社の想定よりも訴訟等の進捗が早くなる場合又は遅くなる場合、当社の想定している結果が得られない場合等が生じる可能性があり、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後も事業推進上、偶発的に発生する訴訟や訴訟に至らない請求を受ける可能性、訴訟に関連した弁護士費用が発生する可能性、あるいは刑事事件の被害者となる可能性があり、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

元従業員（元システム担当者）との係争

係争内容：パワーハラスメントに関する民事訴訟

原告：元従業員 1名

被告：当社及び当社代表取締役

内容：元従業員である原告より、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を理由に損害賠償3,051千円を求めて平成24年8月に提訴されました。

方針：当社としましては、弁護士とも協議し、当社としての正当性を主張する方針であります。しかしながら、将来発生するおそれが現実化した場合の支出に備えるため、原告のパワハラによる損害賠償額の一部を訴訟関連費用引当金として計上しております。

元取締役（元システム担当取締役）との係争

係争内容：役員解任に伴う損害賠償・名誉棄損等に関する民事訴訟について

原告：元取締役 1名

被告：当社、当社代表取締役、当社取締役会長及び当社取締役

内容：元取締役である原告より、役員任期の途中で解任されたことによる損害賠償、名誉棄損及びハラスメント等を理由に総額22,873千円（内訳：解任による損害賠償額 21,873千円、名誉棄損及びハラスメント等による損害賠償額 1,000千円）を求めて、平成24年10月に当社及び当社全取締役を相手に提訴されました。

方針：当社としての正当性を主張する方針であります。解任については、弁護士とも協議し、解任の正当性を主張しております。しかしながら、将来発生するおそれが現実化した場合の賠償金の支出に備えるため、原告の解任による賠償請求額及び訴訟費用見込額を訴訟関連費用引当金として計上しております。

元従業員（元システム担当者）との係争

(a) 民事訴訟について

係争内容：労働契約上の地位確認に関する民事訴訟について

原告：元従業員 1名

被告：当社

内容：元従業員である原告より、試用期間満了による雇止めを不服として、社員としての労働契約上の地位の確認とそれに伴う賃金（総額7,913千円）の支払いを求めて、平成25年1月に当社を相手に提訴されました。

方針：当社としましては、弁護士とも協議し、正当な理由にもとづく試用期間満了であると考えており、「(b) 刑事事件について」に記載の刑事事件の証拠の提出も含めて、当社の正当性を主張する方針であります。しかしながら、将来発生する訴訟費用等の支出に備えるため、訴訟費用見込額を訴訟関連費用引当金として計上しております。

(b) 刑事事件について

平成24年3月及び4月に当社の特定の役職員に対する着信メールを不法に作成者不明の個人メールアドレスに自動転送するプログラムが仕掛けられていたことが、同年9月に発覚し、警察に捜査を依頼しました。その後の社内調査で、個人情報の流出の可能性があることが判明しました。

また、警察の捜査により、上記「(a) 民事訴訟について」に記載の原告である当社元従業員が平成24年5月に当社の営業秘密（約1万7千人分の医師、看護師等の個人情報）を領得したという疑いで平成26年10月14日に不正競争防止法違反により、逮捕されました。さらに、当該元従業員は、当社のメールを違法に自らのメールアドレスへ転送していたという疑いで私電磁的記録不正作出及び供用罪により、平成26年11月4日に再逮捕されております。これらの事案について、すべて適時に関係省庁へ報告するとともに医師会等に対し、その旨のお詫びと報告を行いました。

上記 から の訴訟において訴訟関連費用引当金として計上している訴訟費用見込額は、合計25,243千円（本書提出日現在）であります。

また、これらの個人情報流出関連の支出に備えるため、情報セキュリティ対策費用見込額を情報セキュリティ対策費用引当金21,350千円（本書提出日現在）として計上しております。

(3) 個人情報管理

当社では、当社提供のサービスを利用する医師、看護師、その他の医療従事者から取得した個人情報を利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

そのため、当社は、平成24年3月にプライバシーマークを取得し、日本工業規格（JISQ15001）に合致した個人情報保護規程を策定のうえ、運営サイト上の暗号化や個人情報を管理しているファイルサーバーへのアクセス権限の制限等を通じて、個人情報の機密性を高める施策を講じております。一方で「(2) 訴訟等について 元従業員（元システム担当者）との係争 (b) 刑事事件について」に記載のとおり個人情報の流出の可能性があることを踏まえ、平成25年10月に全サーバーシステムをISO27001準拠のデータセンターに移行を完了させ、アクセスログが完全保存される仕組みとするとともに、社員のメールやトラフィックの監視ツールの導入に加え、社員教育の徹底等あらゆる方策を講じております。しかしながら、何らかの理由により当社が管理する個人情報等の漏洩、改ざん、不正使用等の事態が生じた場合、顧客からの損害賠償請求や信用の失墜等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策

当社は成長性を第一義と考えており、当面の間、成長資金を要すると考えられますので、内部留保の確保に努め、配当を行わない方針であります。今後、業績及び財務状態等を勘案しながら剰余資金が生まれたと判断される場合に、一定の利益を配当することを検討いたしますが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。

(5) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化

当社は、当社役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における潜在株式数は334,700株であり、発行済株式総数1,780,000株の18.8%に相当しております。

(6) 調達資金の使途

当社の株式上場時に予定している公募増資による調達資金の使途につきましては、システム開発を中心に充当する予定であります。しかしながら、調達した資金の使途の全てが必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、期待どおりの成果をあげられない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

資産

当事業年度末における総資産につきましては、543,301千円となり、前事業年度末に対して13,613千円減少しました。

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、434,676千円となり、前事業年度末残高436,151千円と比較して、1,474千円減少しました。これは、主に法人税等の支払い等により現金及び預金32,871千円減少し、売上高の増加により売掛金が6,650千円、前払の営業費用の増加により前払費用5,146千円、未収還付法人税等21,645千円増加したことによりです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、108,624千円となり、前事業年度末残高120,763千円と比較して、12,139千円減少しました。これは、主に社内インフラ整備等により工具、器具及び備品9,717千円、無形固定資産の減損処理に伴う将来減算一時差異の増加等により繰延税金資産7,893千円増加し、ネット医局システムの減損処理によりソフトウェア8,602千円、保険契約の解約により保険積立金21,005千円減少したことによりです。

負債

当事業年度末における負債につきましては、305,334千円となり、前事業年度末に対して19,892千円減少しました。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、193,142千円となり、前事業年度末217,001千円と比較して23,859千円減少しました。これは、主に社内インフラ投資等により未払金20,025千円、訴訟関連費用引当金14,497千円増加し、未払法人税等58,422千円減少したことによりです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、112,191千円となり、前事業年度末残高108,224千円と比較して3,967千円増加しました。これは、主に退職給付引当金が3,651千円増加したことによりです。

純資産

当事業年度末における純資産につきましては、237,966千円となり、前事業年度末に対して6,278千円増加しました。これは、当期純利益を6,278千円計上したことによりです。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

資産

当第2四半期会計期間末における総資産につきましては、666,823千円で前事業年度末に対して123,522千円増加しました。

（流動資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は、563,002千円となり、前事業年度末残高434,676千円と比較して128,326千円増加しました。これは、主に現金及び預金140,956千円、外勤紹介件数の増加による売掛金16,683千円増加、法人税等の還付により流動資産のその他28,060千円減少したことによりです。

（固定資産）

当第2四半期会計期間末における固定資産の残高は、103,820千円となり、前事業年度末残高108,624千円と比較して4,803千円減少しました。これは、主に減価償却費を計上したことにより無形固定資産5,686千円減少したことによりです。

負債

当第2四半期会計期間末における負債につきましては、337,563千円で前事業年度末に対して32,229千円増加しました。

（流動負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は、223,263千円となり、前事業年度末残高193,142千円と比較して30,121千円増加しました。これは、主に未払法人税等を55,367千円計上したことによります。

（固定負債）

当第2四半期会計期間末における固定負債の残高は、114,300千円となり、前事業年度末残高112,191千円と比較して2,108千円増加しました。これは、主に退職給付引当金3,016千円増加したことによります。

純資産

当第2四半期会計期間末における純資産につきましては、329,260千円で前事業年度末に対して91,293千円増加しました。これは、四半期純利益91,293千円を計上したことによります。

(3) 経営成績の分析

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

売上高

当事業年度においては、学会への参加及び紹介キャンペーン等による営業活動により医師会員登録数が順調に増加し、医師ネット紹介売上が前年同期比5.7%増の増収になりました。

この結果、当事業年度における売上高は、728,149千円（前年同期比2.4%増）となりました。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、121,829千円（前年同期比24.0%増）となりました。これは、医師ネット紹介売上高の拡大を見据えた人員増による人件費の増加等によるものであります。

この結果、当事業年度における売上総利益は、606,319千円（同1.1%減）となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、550,816千円（前年同期比40.9%増）となりました。これは、営業並びに管理体制強化等に伴う人員増による人件費及び採用費の増加、一都三県及び関西を中心に新規医療機関獲得に係る業務委託費、医師ネット紹介システムの運用及びメンテナンスにかかる外注費の増加等によるものであります。

この結果、当事業年度における営業利益は、55,502千円（同75.0%減）となりました。

営業外損益、経常利益

当事業年度の営業外損益では、保険解約返戻金13,009千円を主な要因とした営業外収益13,377千円、支払利息178千円を主な要因とした営業外費用187千円を計上しました。

この結果、当事業年度における経常利益は、68,692千円（前年同期比69.3%減）となりました。

特別損益、当期純利益

当事業年度の特別損益では、情報セキュリティ対策費用引当金戻入額による特別利益2,294千円、無形固定資産の減損損失32,974千円及び「4.事業等のリスク 3.その他のリスクについて（2）訴訟等について」に係る訴訟関連費用24,000千円を主な要因とした特別損失57,632千円を計上しました。

また、当事業年度の法人税等合計は、7,075千円となり、税引前当期純利益の減少（前年同期比89.8%減）に伴い、前事業年度より47,567千円減少しました。

この結果、当事業年度における当期純利益は、6,278千円（同91.8%減）となりました。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

売上高

当第2四半期累計期間においては、経営資源を医師ネット紹介に集中したことにより、「その他」売上高は前事業年度と比較して減少しております。しかしながら、学会への参加及び紹介キャンペーンにより医師会員登録数が堅調に伸び、さらに前事業年度の増員等の効果もあり非常勤医師紹介件数が堅調に伸びたことで、医師ネット紹介売上高は増加しました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は、452,800千円となりました。

売上原価、売上総利益

当第2四半期累計期間における売上原価は、業務効率を改善することにより前事業年度末の人員体制を維持した結果、77,773千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上総利益は、375,027千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、学会への参加及び医師向けキャンペーンなど医師会員登録数を伸ばすための営業促進活動などを行った結果、229,193千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間における営業利益は、145,833千円となりました。

営業外損益、経常利益

当第2四半期累計期間の営業外損益では、受取利息を主な要因とした営業外収益40千円、株式公開費用を主な要因とした営業外費用2,095千円を計上しました。

この結果、当第2四半期累計期間における経常利益は、143,777千円となりました。

四半期純利益

当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は、143,777千円となり、法人税等が52,484千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間における四半期純利益は、91,293千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ32,871千円減少し、283,945千円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は16,911千円となりました。これは、主に税引前当期純利益13,354千円、減価償却費27,932千円及び減損損失32,974千円の計上等による収入がありましたが、法人税等の支払額93,173千円等による支出があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は14,240千円となりました。これは、無形固定資産の取得による支出43,264千円、保険積立金の払戻による収入34,015千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は1,719千円となりました。これは、リース債務の返済による支出によるものであります。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ140,956千円増加し、424,902千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は154,776千円となりました。これは、主に税引前四半期純利益143,777千円の計上、法人税等の還付額26,257千円等による収入がありましたが、訴訟関連費用引当金22,665千円及び未払金26,171千円等の減少による支出があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は12,939千円となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出10,818千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は880千円となりました。これは、リース債務の返済による支出によるものであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は現役の医師により設立された会社であり、当社母体となる医師の互助組織として発足以来の経験・ノウハウの蓄積により確立した医療分野の人材ネットワークを強みとしており、この強みを最大限に活用することが第一の戦略であります。その戦略は医師会員数が着実に増えていることから順調に進展していると認識しております。

当社の経営戦略の構成は以下のとおりであります。

（企業理念）

- ・ 医療を想い、社会に貢献する。

（企業ビジョン）

- ・ 医師とITを通じて、豊かな医療を創造する。

（企業戦略）

- ・ 「ネット医局」等による医療人材紹介事業の強化
- ・ 新規事業確立のための複数年単位での基盤整備

（事業戦略）

- ・ 医局単位での医師囲い込み
- ・ 医療人材紹介事業の効率的な全国展開

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の事業に関連する医療・ヘルスケア市場においては、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境下で、「3 対処すべき課題」に記載のとおり、MRTブランドの浸透、医師会員数及び登録医療機関数の増加、医局への取り組みが当社の経営成績に重要な影響を与える要因と考えております。そのため、当社は、MRTの知名度の向上と医師会員及び登録医療機関の獲得のためにサービスの拡充を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は56,732千円であり、主として社内ネットワークの再構築や医療人材紹介事業の基幹システム等によるものであります。

上記設備投資金額には、自社制作ソフトウェア等への投資額も含めております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第16期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は4,510千円であり、主として情報管理対策等によるものであります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	医療人材紹介	業務設備	2,968	15,386	46,763	4,160	69,279	58(12)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は24,610千円であります。
 4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成26年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	医療人材紹介	ソフトウェア	141,820	-	増資資金	平成27年 4月	平成29年 3月	注(2)
		オフィス 移転費用	50,000	-	増資資金	平成27年 11月	平成27年 12月	注(2)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 医師ネット紹介サービスの運営強化であります。計数的把握が困難であるため、記載を省略してあります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,120,000
計	7,120,000

(注) 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は6,120,000株増加し、7,120,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,780,000	非上場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	1,780,000	-	-

(注) 1. 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,762,200株増加し、1,780,000株となっております。

2. 平成26年10月28日開催の臨時株主総会決議により、平成26年10月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成23年3月16日臨時株主総会決議（平成23年3月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1、6	200,000 (注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2、6	25(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成33年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 (注)6 資本組入額 1,250 (注)6	発行価格 25 (注)6、7 資本組入額 13 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできないこととする。
- (4) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成23年7月12日開催の取締役会決議により、平成23年8月8日付をもって1株を20株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 平成23年8月16日臨時株主総会決議（平成23年8月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	302	292
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	302	29,200(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000	50(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成33年8月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 50 (注)6 資本組入額 25 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。

次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合
- (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
- (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき

5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。

6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 平成24年3月29日臨時株主総会決議（平成24年3月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	204	202
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	204	20,200（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,000	50（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月31日 至 平成34年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 50 （注）6 資本組入額 25 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
- 次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
- (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
- (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 平成24年10月23日臨時株主総会決議（平成24年10月23日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	437	424
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	437	42,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月24日 至 平成34年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 100 (注)6 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
 - (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
 - (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
 - (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
 - (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
 - (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
 - (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
- 次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
 - (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権 平成24年10月23日臨時株主総会決議（平成25年1月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200	20,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000	100（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年2月1日 至 平成34年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 100 （注）6 資本組入額 50 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
- (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
- (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権 平成24年10月23日臨時株主総会決議（平成25年7月9日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	100	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	8,900(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000	100(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月10日 至 平成34年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 100 (注)6 資本組入額 50 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
 - (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
 - (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
 - (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
 - (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
 - (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
 - (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
- 次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
 - (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権 平成24年10月23日臨時株主総会決議（平成25年8月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10	1,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000	100（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月21日 至 平成34年8月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 100 （注）6 資本組入額 50 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
- (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
- (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
5. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。
6. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権 平成26年8月19日臨時株主総会決議（平成26年8月19日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	-	13,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	13,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成28年8月20日 至平成36年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)3
新株予約権の行使の条件	-	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)6

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当初行使価格は、当社株式公開時の当社株式1株当たりの発行価格とする。ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
 - (4) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないこととする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
 - (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
 - (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
 - (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
 - (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
 - (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
5. 新株予約権の取得事由及び条件は次のとおりであります。
- 次に定める場合には、取締役会の決議により別途定められる日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合
 - (2) 新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったとき
6. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千 円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年11月30日 (注) 1	640	800	32,000	40,000	-	-
平成23年8月8日 (注) 2	15,200	16,000	-	40,000	-	-
平成24年12月20日 (注) 3	1,800	17,800	9,000	49,000	9,000	9,000
平成26年8月18日 (注) 4	1,762,200	1,780,000	-	49,000	-	9,000

(注) 1. 第三者割当増資

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 株式会社富田医療研究所（旧社名、株式会社東京医療研究所）、馬場稔正、富田兵衛、富田留美

2. 平成23年8月8日付で、1株を20株に分割しております。

3. 第三者割当増資

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

割当先 富田兵衛、小川智也、工藤郁哉

4. 平成26年8月18日付で、1株を100株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成26年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	5	6	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	6,000	-	-	11,800	17,800	-
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	33.71	-	-	66.29	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,780,000	17,800	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,780,000	-	-
総株主の議決権	-	17,800	-

【自己株式等】

平成26年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

第1回新株予約権（平成23年3月16日取締役会決議）

決議年月日	平成23年3月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（平成23年8月16日取締役会決議）

決議年月日	平成23年8月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 20 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成24年3月30日取締役会決議）

決議年月日	平成24年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 3 当社使用人 31 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（平成24年10月23日取締役会決議）

決議年月日	平成24年10月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 32 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（平成25年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成25年1月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権（平成25年7月9日取締役会決議）

決議年月日	平成25年7月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権（平成25年8月20日取締役会決議）

決議年月日	平成25年8月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（平成26年8月19日取締役会決議）

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 49
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

(1)配当の基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、事業資金を確保して財務体質の一層の強化と将来の事業展開に備えるため、剰余金の配当を実施しておらず、また、当分の間実施しない方針であります。しかしながら、将来的には、経営成績及び財務状態を総合的に勘案した上で、内部留保の充実を図りながらも、適正な利益還元の実施を検討していく方針であります。

(2)毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していくため、当分の間は剰余金の配当を実施しない方針であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

(3)配当の決定機関

剰余金の配当の決定機関について、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会であります。

(4)最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

最近事業年度において、当社は、上記(1)配当の基本的な方針に沿って、剰余金の配当は実施していません。内部留保資金につきましては、システム開発等の資金に充当することとしております。

(5)中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		富田 兵衛	昭和42年1月24日生	平成5年4月 第87回医師国家試験合格 平成5年4月 虎ノ門病院入職 平成7年4月 東京大学大学院医学系研究 科入職 平成9年7月 文部教官 東京大学助手 医学系大学院 平成12年1月 有限会社メディカルリサー チアンドテクノロジー（現 当社）設立代表取締役 平成12年10月 データサイエンス株式会社 取締役 平成15年3月 医療法人社団優人会 理事 長（現任） 平成15年7月 医療法人社団優人会優人ク リニック 院長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役会長 平成23年6月 データサイエンス株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役会長（現任） 平成26年6月 データサイエンス株式会社 代表取締役会長（現任）	(注)2	520,000
代表取締役 執行役員社長		馬場 稔正	昭和48年8月6日生	平成6年4月 日本医療サービス株式会社 入社 平成12年10月 ときわ台セブンデイズクリ ニック事務長（非常勤） 平成14年5月 有限会社メディカルリサー チアンドテクノロジー（現 当社）入社 平成14年6月 同 取締役 平成15年7月 医療法人社団優人会 理事 平成15年7月 同 事務長（非常勤） 平成19年9月 株式会社東京医療研究所 （現 株式会社富田医療研 究所） 代表取締役 平成20年10月 当社取締役副社長 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成25年9月 当社代表取締役執行役員社 長（現任）	(注)2	400,000
取締役 執行役員	事業本部長	小川 智也	昭和48年6月19日生	平成14年4月 第96回医師国家試験合格 平成14年5月 山田赤十字病院入職 平成16年6月 大阪府立千里救命救急セン ター入職 平成17年6月 国立病院機構大阪医療セン ター救命救急センター入職 平成19年7月 日本健康教育振興協会入職 平成20年3月 マリーシアガーデンクリ ニック 副院長 平成22年4月 あおい内科 副院長 平成23年9月 当社取締役事業本部長 平成25年9月 当社取締役執行役員経営戦 略室長 平成26年5月 当社取締役執行役員事業本 部長（現任）	(注)2	80,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	管理本部長	工藤 郁哉	昭和35年2月22日生	昭和58年4月 国際電信電話株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成12年9月 株式会社アッカ・ネット ワークス入社 平成17年10月 シンバイオ製薬株式会社入 社 平成18年3月 同 取締役C F O 平成19年6月 株式会社リードビジネスイ ンフォメーション ファイ ナンスディレクター 平成20年3月 株式会社プロテウスサイエ ンス取締役C F O 平成22年2月 株式会社キャピタル・ア セット・プランニング 執 行役員 平成23年9月 当社取締役 IT・管理本部 長 平成23年10月 当社取締役 管理本部長 平成25年9月 当社取締役執行役員管理本 部長（現任）	(注) 2	20,000
取締役 執行役員	テクノロジー 本部長	鷲尾 州一郎	昭和51年12月22日生	平成12年3月 株式会社富士通B S C入社 平成12年4月 ネットイヤーグループ株式 会社入社 平成15年4月 日本オラクル株式会社入社 平成16年4月 米国オラクルコーポレー ション入社 平成19年7月 合同会社鷲尾設立代表社員 平成22年4月 合同会社ライトハウス製作 所設立代表社員 平成25年1月 当社事業本部副本部長 平成25年6月 当社取締役テクノロジー本 部長 平成25年9月 当社取締役執行役員テクノ ロジー本部長（現任）	(注) 2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		西川 潔	昭和31年10月24日生	昭和55年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 昭和61年3月 米国アーサー・D・リトル入社 平成5年7月 バドワイザー・ジャパン入社 平成8年9月 AOLジャパン株式会社入社 平成10年2月 株式会社ネットエイジ（現ユナイテッド株式会社）設立 代表取締役CEO 平成12年1月 株式会社富士山マガジンサービス非常勤取締役（現任） 平成13年1月 株式会社ライブポリューション非常勤取締役（現任） 平成20年3月 ライフネット生命株式会社非常勤取締役 平成20年6月 ngi group株式会社（現ユナイテッド株式会社）取締役ファウンダー 平成21年11月 株式会社イヌイ非常勤取締役（現任） 平成21年12月 株式会社タギー非常勤取締役（現任） 平成22年4月 株式会社なぎさ非常勤取締役（現任） 平成23年4月 株式会社Labit非常勤取締役（現任） 平成24年11月 当社非常勤取締役（現任）	(注) 2	-
常勤監査役		加藤 博彦	昭和28年12月4日生	昭和53年4月 富士写真フィルム株式会社入社 平成元年1月 株式会社ゴトー入社 平成10年7月 株式会社メディアクリエイト取締役 平成12年3月 同代表取締役 平成26年1月 当社常勤監査役（現任）	(注) 3	-
監査役		村井 仁昭	昭和5年10月22日生	昭和31年11月 厚生省入省 昭和59年7月 厚生省保健医療局整備課長 平成元年10月 社会福祉・医療事業団理事 平成5年3月 社会福祉法人同愛記念病院財団評議員（現任） 平成6年12月 国際医療福祉大学常務理事 平成16年12月 財団法人社会環境研究センター専務理事（現任） 平成21年11月 学校法人共済学園日本保健医療大学理事・評議員（現任） 平成22年6月 東京厚生信用組合理事（現任） 平成23年3月 特定非営利活動法人環境改善推進機構理事長（現任） 平成23年10月 当社非常勤監査役（現任）	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		原口 昌之	昭和36年5月9日生	平成8年4月 公認会計士登録 平成12年4月 弁護士登録 平成16年1月 原口総合法律事務所所長 (現任) 平成20年6月 株式会社早稲田アカデミー 監査役(現任) 平成23年10月 当社非常勤監査役(現任)	(注)3	-
監査役		石塚 祐美	昭和54年7月28日生	平成17年12月 新日本監査法人(現新日本 有限責任監査法人)入所 平成21年3月 公認会計士登録 平成22年11月 石塚公認会計士事務所所長 (現任) 平成23年10月 当社常勤監査役 平成26年1月 当社非常勤監査役(現任)	(注)3	-
計						1,020,000

- (注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、取締役兼任4名であります。
2. 任期は、平成26年10月28日開催の臨時株主総会の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、平成26年10月28日開催の臨時株主総会の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役西川潔は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役加藤博彦、監査役村井仁昭、監査役原口昌之、監査役石塚祐美は、社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

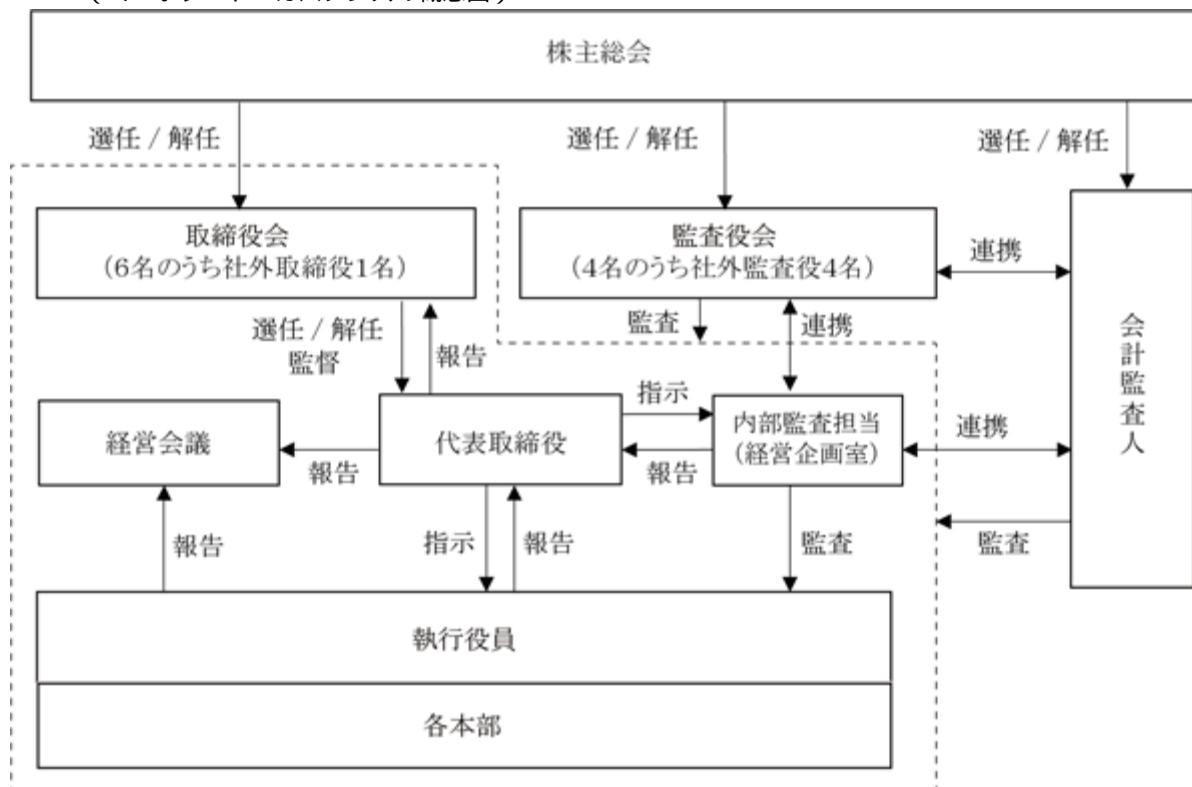
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、「医療を想い、社会に貢献する。」を経営理念に掲げており、それを実現させるためにはコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が経営上重要であると考えております。当社は公共性の高い事業を営むゆえ、より高い次元で自らを律するべきであるという考えによるものであります。

当社は、創業以来、医療人材の紹介事業という公共性の高い事業の中で迅速な経営判断を志向しており、これに加えて社外役員の招聘や内部監査部門の設置など有効に牽制機能が働く経営管理体制を構築、運用しております。

（コーポレート・ガバナンスの概念図）



1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(1) 会社の機関の内容

取締役会

取締役会規程にもとづき、毎月1回開催しており、会社の経営の重要な意思決定を行っております。全取締役で構成され、監査役も出席しております。

経営会議

経営会議規程にもとづき、社長の最高諮問機関として当社の経営全般にわたる基本的事項等について協議検討するため、原則として毎週1回開催しております。社長、会長、常勤取締役、常勤監査役、その他社長が必要と認めた者が参画しております。

監査役会及び監査役

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。また、監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、主要な各本部/各グループを往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、経営企画室とは、常勤監査役が適時情報を共有し監査役会において内部監査の状況を共有しております。会計監査人とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の経営企画室が実施しており、人員は経営企画室長1名からなります。経営企画室は、年間内部監査計画に基づき、当社の各本部/各グループを往査の上、業務遂行状況等を監査しており、当該監査の結果については代表取締役社長に報告し、必要に応じて改善指示、フォローアップ監査を実施しております。監査役会には定期的に情報を共有しております。また、会計監査人とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。なお、経営企画室に対する内部監査は自己監査を回避するため、経営企画室以外の部署が監査を担当しております。

会計監査人

新日本有限責任監査法人

（監査責任者）

指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 秋山賢一

指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 向井 誠

継続監査年数については、7年を超えないため、記載を省略しております。

（監査補助者）

公認会計士 8名

その他 7名

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査は密接に関係するという視点のもとに経営企画室、監査役及び監査法人は定期的に情報共有、意見交換を行っております。

(2) 当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社においては、社外役員として1名の社外取締役と4名の社外監査役を選任しております。

社外取締役の西川潔氏は、IT業界に属する企業での業務及び経営者としての経験を有しております。また、当社との関係については、同氏が当社新株予約権20,000株を所有しております。

社外監査役の加藤博彦氏は、元上場企業の経営者として企業経営実務の知識と経験を有しております。また、当社との関係については、特別な利害関係はありません。

社外監査役の村井仁昭氏は、厚生省保険医療局整備課長、社会福祉・医療事業団理事等を務めた経験から医療分野における業界知識を有しております。また、当社との関係については、同氏が当社新株予約権1,000株を所有しております。

社外監査役の原口昌之氏は、公認会計士と弁護士の資格を有するとともに上場会社の監査役としての経験を有しております。また、当社との関係については、同氏が当社新株予約権1,000株を所有しております。

社外監査役の石塚祐美氏は、公認会計士として企業会計実務の知識を有しております。また、当社との関係については、同氏が当社新株予約権5,000株を所有しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間において、上記以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性及び適法性を客観的に評価するとともに、必要に応じて各役員の豊富な経験・幅広い識見等に基づき、独立した立場から助言・提言を行うことで企業経営の健全性・透明性を高めるために重要な役割を担っております。社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社からの独立した立場の社外役員として職務を遂行できることを確認しております。社外取締役又は社外監査役による監督又は監査については、取締役会その他重要会議や必要に応じて開催されるミーティングを通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査と適時情報交換を行っております。

(3) 取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る旨、定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

(4) 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は、当社の社外取締役又は社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役又は当該社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当該社外取締役又は当該社外監査役を当然に免責するものとするというものであります。

(5) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備を目的に平成26年7月17日開催の取締役会において以下のとおり定めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 法令、定款及び社会規範の遵守を目的として「コンプライアンスマニュアル」を制定してコンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。

- (b) 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
- (c) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。
- (d) 内部監査は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、当該監査結果を代表取締役社長に報告し、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。

取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理を行うため、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部門において保存及び管理を行う。
- (b) 文書の整理保存、管理の期間については、法令に定めるものの他、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、保存することとし、取締役及び監査役の要請により、常に閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、リスク管理基本方針を策定し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、迅速に経営上の意思決定を行うとともに、職務の執行状況について報告を行う。
- (b) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務分掌規程を定める。

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を行い、当該使用人の人事異動、人事評価等について、監査役会の意見を尊重し対応する。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決議書類及び関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。

その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、経営企画室と緊密な連携を保ち、必要に応じて経営企画室に協力を求め、監査を行う。
- (b) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告する。

2. リスク管理体制の整備状況

当社が事業推進上で認識しているリスクは情報漏えい及びコンプライアンス違反であり、そのためのリスク管理及びコンプライアンス体制として、情報管理についてはテクノロジー本部インフラグループを責任部署とし、個人情報等の業務にかかわる重要情報の管理をしております。コンプライアンスについては、管理本部を責任部署とした法令遵守体制を整備しております。

3. ハラスメント発生防止体制の構築について

当社の従業員は、当社の経営資源の中で大きな部分を占めるものと認識しており、日々の勤怠管理の徹底はもとより、セクハラ防止規程の制定、内部通報制度の導入、ハラスメント研修の定期的開催などハラスメント発生防止体制の構築を行っております。

4. 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,760	68,100	-	-	12,660	6
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	600	600	-	-	-	1
社外監査役	9,699	9,169	-	-	530	4

(注) 1. 使用人兼務としての給与及び賞与の支給はありません。

2. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

3. 上記のほか、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

4. 上記のほか、平成25年6月28日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、11,180千円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

5. 平成26年3月28日開催の臨時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しており、かかる制度の廃止に伴い、同株主総会において役員退任時に役員退職慰労金を打ち切り支給する旨を決議しております。取締役(社外取締役を除く)に対する打ち切り支給の総額は98,170千円、社外役員に対する打ち切り支給の総額は1,500千円となります。なお、この金額には、当事業年度の役員報酬等の総額に含めた退職慰労引当金繰入額が含まれております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査役会での協議により決定しております。

5. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

7. 中間配当の決定機関

当社は、機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

8. 取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

9. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。

10. 会社と取締役との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合の措置

当社は、取締役との間で利益相反のおそれがある取引は、原則として行わない方針であります。なお、取締役と取引を行う場合には、利益相反等の行為が発生しないように会社法第356条及び同法第365条に基づき、取引条件の合理性等を慎重に検討し、取締役会で決議を行うこととしております。

当社においては、当社の取締役会長である富田兵衛氏が理事長を務める医療法人社団優人会に対して、医師等の紹介に関わる取引がありますが、当該取引条件は、他の顧客と同一の料金体系を適用しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	-	11,305	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業の成長に合わせて、報酬を増加させる方針であり、当社の規模、監査法人より提示された監査計画の監査日数、監査人数、監査内容等を勘案し、決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	316,817	283,945
売掛金	66,632	73,282
貯蔵品	934	775
前払費用	9,005	14,152
未収還付法人税等	3,040	24,685
繰延税金資産	38,835	36,971
その他	1,119	1,215
貸倒引当金	234	351
流動資産合計	436,151	434,676
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,325	5,986
減価償却累計額	2,373	3,018
建物（純額）	3,951	2,968
工具、器具及び備品	8,250	21,171
減価償却累計額	2,581	5,784
工具、器具及び備品（純額）	5,669	15,386
リース資産	6,686	6,686
減価償却累計額	1,993	3,330
リース資産（純額）	4,693	3,356
有形固定資産合計	14,314	21,711
無形固定資産		
ソフトウェア	55,366	46,763
リース資産	1,125	804
その他	20	20
無形固定資産合計	56,512	47,587
投資その他の資産		
敷金及び保証金	17,677	-
保険積立金	21,005	-
破産更生債権等	214	617
長期前払費用	92	3,812
繰延税金資産	11,161	19,054
その他	-	16,457
貸倒引当金	214	617
投資その他の資産合計	49,936	39,324
固定資産合計	120,763	108,624
資産合計	556,914	543,301

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,719	1,774
未払金	34,847	54,873
未払費用	18,909	23,889
未払法人税等	58,422	-
未払消費税等	9,674	2,880
預り金	8,168	3,894
賞与引当金	6,853	15,400
ポイント引当金	5,467	10,304
売上返金引当金	850	655
訴訟関連費用引当金	42,337	56,835
情報セキュリティ対策費用引当金	28,734	22,050
その他	1,016	584
流動負債合計	217,001	193,142
固定負債		
リース債務	4,557	2,783
長期末払金	-	99,670
退職給付引当金	6,087	9,738
役員退職慰労引当金	97,580	-
固定負債合計	108,224	112,191
負債合計	325,226	305,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,000	49,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
資本剰余金合計	9,000	9,000
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	172,688	178,966
利益剰余金合計	173,688	179,966
株主資本合計	231,688	237,966
純資産合計	231,688	237,966
負債純資産合計	556,914	543,301

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第2四半期会計期間
（平成26年9月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	424,902
売掛金	89,966
貯蔵品	683
その他	48,964
貸倒引当金	1,513
流動資産合計	563,002
固定資産	
有形固定資産	22,886
無形固定資産	41,901
投資その他の資産	39,033
固定資産合計	103,820
資産合計	666,823
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	55,367
賞与引当金	23,700
ポイント引当金	12,144
売上返金引当金	1,508
訴訟関連費用引当金	34,170
情報セキュリティ対策費用引当金	21,350
その他	75,022
流動負債合計	223,263
固定負債	
長期未払金	99,670
退職給付引当金	12,755
その他	1,874
固定負債合計	114,300
負債合計	337,563
純資産の部	
株主資本	
資本金	49,000
資本剰余金	9,000
利益剰余金	271,260
株主資本合計	329,260
純資産合計	329,260
負債純資産合計	666,823

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	711,056	728,149
売上原価	98,288	121,829
売上総利益	612,768	606,319
販売費及び一般管理費	1,390,953	1,550,816
営業利益	221,815	55,502
営業外収益		
受取利息	58	70
受取配当金	16	-
保険解約返戻金	1,916	13,009
その他	369	297
営業外収益合計	2,359	13,377
営業外費用		
支払利息	225	178
株式交付費	50	-
その他	9	8
営業外費用合計	286	187
経常利益	223,889	68,692
特別利益		
債務免除益	832	-
情報セキュリティ対策費用引当金戻入額	-	2,294
特別利益合計	832	2,294
特別損失		
固定資産除却損	-	2,657
減損損失	-	3,32,974
投資有価証券売却損	102	-
訴訟関連費用	4,50,837	4,24,000
情報セキュリティ対策費用	5,42,429	-
特別損失合計	93,369	57,632
税引前当期純利益	131,352	13,354
法人税、住民税及び事業税	89,686	13,105
法人税等調整額	35,043	6,030
法人税等合計	54,643	7,075
当期純利益	76,708	6,278

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		95,734	97.4	118,229	97.0
経費		2,553	2.6	3,600	3.0
当期売上原価		98,288	100.0	121,829	100.0

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	452,800
売上原価	77,773
売上総利益	375,027
販売費及び一般管理費	229,193
営業利益	145,833
営業外収益	
受取利息	31
その他	8
営業外収益合計	40
営業外費用	
支払利息	65
株式公開費用	2,030
営業外費用合計	2,095
経常利益	143,777
税引前四半期純利益	143,777
法人税、住民税及び事業税	54,768
法人税等調整額	2,284
法人税等合計	52,484
四半期純利益	91,293

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	40,000	-	-	1,000	95,979	96,979	136,979
当期変動額							
新株の発行	9,000	9,000	9,000				18,000
当期純利益					76,708	76,708	76,708
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	9,000	9,000	9,000	-	76,708	76,708	94,708
当期末残高	49,000	9,000	9,000	1,000	172,688	173,688	231,688

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	161	161	136,817
当期変動額			
新株の発行			18,000
当期純利益			76,708
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	161	161	161
当期変動額合計	161	161	94,870
当期末残高	-	-	231,688

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	49,000	9,000	9,000	1,000	172,688	173,688	231,688	231,688
当期変動額								
当期純利益					6,278	6,278	6,278	6,278
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	-	6,278	6,278	6,278	6,278
当期末残高	49,000	9,000	9,000	1,000	178,966	179,966	237,966	237,966

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	131,352	13,354
減価償却費	27,450	27,932
減損損失	-	32,974
貸倒引当金の増減額（は減少）	18	520
賞与引当金の増減額（は減少）	2,396	8,546
ポイント引当金の増減額（は減少）	750	4,837
売上返金引当金の増減額（は減少）	190	195
訴訟関連費用引当金の増減額（は減少）	42,337	14,497
情報セキュリティ対策費用引当金の増減額（は減少）	28,734	6,684
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,121	3,651
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	13,210	97,580
受取利息及び受取配当金	74	70
支払利息	225	178
保険解約返戻金	1,916	13,009
債務免除益	832	-
株式交付費	50	-
固定資産除却損	-	657
投資有価証券売却損益（は益）	102	-
売上債権の増減額（は増加）	10,260	7,053
たな卸資産の増減額（は増加）	850	159
未収消費税等の増減額（は増加）	11,737	-
未払金の増減額（は減少）	7,964	9,464
未払費用の増減額（は減少）	2,162	4,980
未払消費税等の増減額（は減少）	9,674	6,793
長期未払金の増減額（は減少）	1,700	99,670
その他	1,017	13,668
小計	240,816	76,370
利息及び配当金の受取額	74	70
利息の支払額	225	178
法人税等の支払額	79,859	93,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	160,804	16,911
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,508	4,480
無形固定資産の取得による支出	51,152	43,264
投資有価証券の売却による収入	1,298	-
敷金及び保証金の差入による支出	1,320	80
敷金及び保証金の回収による収入	886	-
保険積立金の積立による支出	5,016	-
保険積立金の払戻による収入	6,258	34,015
その他	-	430
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,554	14,240
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	17,949	-
リース債務の返済による支出	1,666	1,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,282	1,719
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	123,532	32,871
現金及び現金同等物の期首残高	193,285	316,817
現金及び現金同等物の期末残高	316,817	283,945

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	143,777
減価償却費	9,022
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,137
賞与引当金の増減額（は減少）	8,300
ポイント引当金の増減額（は減少）	1,839
売上返金引当金の増減額（は減少）	852
訴訟関連費用引当金の増減額（は減少）	22,665
情報セキュリティ対策費用引当金の増減額（は減少）	700
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,016
受取利息及び受取配当金	31
支払利息	65
売上債権の増減額（は増加）	16,659
たな卸資産の増減額（は増加）	91
未払金の増減額（は減少）	26,171
未払費用の増減額（は減少）	1,347
未払消費税等の増減額（は減少）	20,062
その他	6,239
小計	129,525
利息及び配当金の受取額	31
利息の支払額	65
法人税等の支払額	972
法人税等の還付額	26,257
営業活動によるキャッシュ・フロー	154,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	10,818
無形固定資産の取得による支出	2,121
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	880
財務活動によるキャッシュ・フロー	880
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	140,956
現金及び現金同等物の期首残高	283,945
現金及び現金同等物の四半期末残高	424,902

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 売上返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、過去の返金実績率等を勘案し、将来発生すると見込まれる手数料返金額を計上しております。

(5) 訴訟関連費用引当金

訴訟に関連して発生すると見込まれる賠償金等の支出に備えるための損失見込額及び弁護士費用等を計上しております。

(6) 情報セキュリティ対策費用引当金

医師会員情報の流出の可能性があることに伴う調査費及び今後の情報セキュリティ対策ならびに医師会員への案内などの支出に備えるための費用負担見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 売上返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、過去の返金実績率等を勘案し、将来発生すると見込まれる手数料返金額を計上しております。

(5) 訴訟関連費用引当金

訴訟に関連して発生すると見込まれる賠償金等の支出に備えるための損失見込額及び弁護士費用等を計上しております。

(6) 情報セキュリティ対策費用引当金

医師会員情報の流出の可能性があることに伴う調査費及び今後の情報セキュリティ対策ならびに医師会員への案内などの支出に備えるための費用負担見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積金額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上していましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成26年3月28日開催の臨時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これにより役員退職慰労引当金を全額取り崩し、役員の退任時に支払う99,670千円を長期末払金に計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更に伴う、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)の施行に伴い、表示方法の変更を行っておりますが、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

前事業年度において、貸借対照表で独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当事業年度末残高16,457千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は財務諸表等規則第33条に基づくものであります。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
広告宣伝費	39,630千円	39,492千円
貸倒引当金繰入額	121	968
ポイント引当金繰入額	5,467	10,304
役員報酬	76,493	77,870
給料手当	49,631	99,342
賞与引当金繰入額	2,971	4,689
退職給付引当金繰入額	345	1,618
役員退職慰労引当金繰入額	13,210	13,190
地代家賃	23,969	26,497
支払手数料	39,601	34,618
減価償却費	27,450	27,932

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	227千円
撤去費用	-	430
計	-	657

3 減損損失

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社	事業用資産（その他）	ソフトウェア
本社	事業用資産（医師ネット紹介）	ソフトウェア仮勘定

当社は、原則として事業用資産については事業単位を基準とした管理会計上の区分に従ってグルーピングを行っております。

ソフトウェアは、ネット医局における内部環境の変化により、当初想定していた時期に収益が見込めないため、当事業年度において、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額31,400千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、ソフトウェア仮勘定は、医師ネット紹介システムに対する追加機能の開発を中断したため、当事業年度において、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,574千円を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、他への転用や売却が困難な資産については評価額を零としております。

4 訴訟関連費用

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

訴訟に関連して発生すると見込まれる賠償金等の支出に備えるための損失見込額及び弁護士費用等であり、訴訟関連費用引当金繰入額が42,337千円含まれております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

訴訟に関連して発生すると見込まれる弁護士費用等であり、訴訟関連費用引当金繰入額が19,097千円含まれております。

5 情報セキュリティ対策費用

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

医師会員情報の流出の可能性があることに伴う調査費及び今後の情報セキュリティ対策ならびに医師会員への案内などの支出に備えるための費用負担見込額であり、情報セキュリティ対策引当金繰入額が28,734千円含まれております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	16,000	1,800	-	17,800
合計	16,000	1,800	-	17,800

（注）普通株式の株式数の増加1,800株は、第三者割当増資による増加分であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	17,800	-	-	17,800
合計	17,800	-	-	17,800

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	316,817千円	283,945千円
現金及び現金同等物	316,817	283,945

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

（ア）有形固定資産

主として、サーバー（「工具、器具及び備品」）であります。

（イ）無形固定資産

主として、サーバー（「ソフトウェア」）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

（ア）有形固定資産

主として、サーバー（「工具、器具及び備品」）であります。

（イ）無形固定資産

主として、サーバー（「ソフトウェア」）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資本により賄うこととしております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部門である事業本部メディカルグループと管理部門である管理本部管理グループが主要な取引先の状況を常時モニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額によりあらわされています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払をできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	316,817	316,817	-
(2) 売掛金	66,632		
貸倒引当金(*)	169		
	66,462	66,462	-
資産計	383,280	383,280	-
(1) 未払金	34,847	34,847	-
(2) 未払法人税等	58,422	58,422	-
負債計	93,269	93,269	-

(*)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	316,817	-	-	-
売掛金	66,632	-	-	-
合計	383,450	-	-	-

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資本により賄うこととしております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。長期未払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部門である事業本部メディカルグループと管理部門である管理本部財務経理グループが主要な取引先の状況を常時モニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額によりあらわされています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払をできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	283,945	283,945	-
(2) 売掛金	73,282		
貸倒引当金(*)	351		
	72,931	72,931	-
資産計	356,877	356,877	-
(1) 未払金	54,873	54,873	-
負債計	54,873	54,873	-

(*)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年3月31日)
長期未払金	99,670

長期未払金については、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	283,945	-	-	-
売掛金	69,382	3,900	-	-
合計	353,328	3,900	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成25年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（平成26年3月31日）

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成25年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	6,087千円
------------	---------

(2) 退職給付引当金	6,087千円
-------------	---------

3．退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	2,121千円
----------	---------

(2) 退職給付費用	2,121千円
------------	---------

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	6,087千円
--------------	---------

退職給付費用	3,651千円
--------	---------

退職給付引当金の期末残高	9,738千円
--------------	---------

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金

退職給付に係る負債	9,738千円
-----------	---------

貸借対照表に計上された退職給付引当金	9,738千円
--------------------	---------

3．退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,651千円
----------------	---------

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 20名 社外協力者 2名	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 31名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,000株	普通株式 924株	普通株式 1,259株
付与日	平成23年3月31日	平成23年9月1日	平成24年5月1日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年4月1日～ 平成33年3月16日	平成25年8月17日～ 平成33年8月16日	平成26年3月31日～ 平成34年3月30日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 32名 社外協力者 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 438株	普通株式 200株
付与日	平成24年12月20日	平成25年2月1日
権利確定条件	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年10月24日～ 平成34年10月23日	平成27年2月1日～ 平成34年9月30日

(注)1. 平成23年8月8日付で普通株式1株につき20株の分割をしたことにより、同日付で平成23年3月31日付与の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整してあります。なお、記載内容は調整後の内容を記載しております。

- 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。
当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場されている事を要する。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はその限りではない。
当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場されている事を要する。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

平成23年8月8日付で普通株式1株につき20株の分割を行ったことにより、同日付で平成23年3月31日付与の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。なお、記載内容は調整後の内容を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,000	912	1,259
付与	-	-	-
失効	-	610	1,055
権利確定	-	-	-
未確定残	2,000	302	204
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	438	200
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	438	200
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	2,500	5,000	5,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	10,000	10,000
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

千円

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 20名 社外協力者 2名	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 31名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,000株	普通株式 924株	普通株式 1,259株
付与日	平成23年3月31日	平成23年9月1日	平成24年5月1日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年4月1日～ 平成33年3月16日	平成25年8月17日～ 平成33年8月16日	平成26年3月31日～ 平成34年3月30日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 32名 社外協力者 1名	当社従業員 1名	当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 438株	普通株式 200株	普通株式 101株
付与日	平成24年12月20日	平成25年2月1日	平成25年8月1日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年10月24日～ 平成34年10月23日	平成27年2月1日～ 平成34年9月30日	平成27年7月10日～ 平成34年7月9日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 10株
付与日	平成25年9月16日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年8月21日～ 平成34年8月20日

(注)1. 平成23年8月8日付で普通株式1株につき20株の分割をしたことにより、同日付で平成23年3月31日付与の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。なお、記載内容は調整後の内容を記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。
当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場されている事を要する。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はその限りではない。
当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場されている事を要する。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

平成23年8月8日付で普通株式1株につき20株の分割を行ったことにより、同日付で平成23年3月31日付与の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。なお、記載内容は調整後の内容を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,000	302	204
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	2,000	302	204
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	438	200	-
付与	-	-	101
失効	1	-	1
権利確定	-	-	-
未確定残	437	200	100
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第7回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	10
失効	-
権利確定	-
未確定残	10
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	2,500	5,000	5,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	10,000	10,000	10,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第7回新株予約権
権利行使価格（円）	10,000
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

1．繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	
ソフトウェア	2,712千円
未払賃借料	696
未払事業税	5,324
賞与引当金	2,605
ポイント引当金	2,078
訴訟関連費用引当金	16,092
情報セキュリティ対策費用引当金	10,921
退職給付引当金	2,169
役員退職慰労引当金	35,040
その他	3,177
繰延税金資産小計	80,817
評価性引当額	30,821
繰延税金資産合計	49,996

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	39.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.54
住民税均等割	0.14
評価性引当額	0.37
その他	1.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.60

当事業年度（平成26年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
ソフトウェア	13,188千円
賞与引当金	5,488
ポイント引当金	3,672
訴訟関連費用引当金	20,256
情報セキュリティ対策費用引当金	7,858
長期未払金	35,522
退職給付引当金	3,470
その他	4,085
繰延税金資産小計	93,543
評価性引当額	35,522
繰延税金資産合計	58,021
繰延税金負債	
未収還付事業税	1,994
繰延税金負債計	1,994
繰延税金資産の純額	56,026

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	39.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.72
住民税均等割	1.50
評価性引当額	35.20
還付法人税等	33.77
所得拡大促進税制による税額控除	24.28
税率変更による期末繰延税金資産の減額	19.92
修正	
その他	2.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.99

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の総額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,659千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社には、関連会社が存在しないため該当事項はありません。

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

当社には、関連会社が存在しないため該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、本社事務所の賃貸借契約に基づく事務所退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、本社事務所の賃貸借契約に基づく事務所退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、医療人材紹介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、医療人材紹介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、医療人材紹介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	130.16円
1株当たり当期純利益金額	46.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額(千円)	76,708
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	76,708
期中平均株式数(株)	1,650,301
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の目的となる株式数3,144株)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	133.69円
1株当たり当期純利益金額	3.53円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	6,278
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	6,278
期中平均株式数(株)	1,780,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の目的となる株式数3,253株)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、平成26年7月17日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議しております。当該株式分割の内容は、以下のとおりとなります。

1．株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年8月17日（日曜日）を基準日として、同日17時現在の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 17,800株
株式分割により増加する株式数 : 1,762,200株
株式分割後の発行済株式総数 : 1,780,000株
株式分割後の発行可能株式総数 : 7,120,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成26年8月1日
基準日 平成26年8月17日
効力発生日 平成26年8月18日

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（四半期貸借対照表関係）

資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

当第2四半期会計期間
（平成26年9月30日）

投資その他の資産	593千円
----------	-------

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
（自平成26年4月1日
至平成26年9月30日）

貸倒引当金繰入額	1,524千円
給料手当	66,614
賞与引当金繰入額	9,749
退職給付引当金繰入額	714
ポイント引当金繰入額	1,839

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
（自平成26年4月1日
至平成26年9月30日）

現金及び預金勘定	424,902千円
現金及び現金同等物	424,902

（株主資本等関係）

当第2四半期累計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当社には、関連会社が存在しないため該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、医療人材紹介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	51.29円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	91,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	91,293
普通株式の期中平均株式数(株)	1,780,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	6,325	-	338	5,986	3,018	755	2,968
工具、器具及び備品	8,250	12,920	-	21,171	5,784	3,203	15,386
リース資産	6,686	-	-	6,686	3,330	1,337	3,356
有形固定資産計	21,262	12,920	338	33,844	12,133	5,295	21,711
無形固定資産							
ソフトウェア	95,783	43,811	31,400 (31,400)	108,194	61,431	21,014	46,763
ソフトウェア仮勘定	-	37,337	37,337 (1,574)	-	-	-	-
リース資産	1,608	-	-	1,608	804	321	804
その他	20	-	-	20	-	-	20
無形固定資産計	97,411	81,149	68,737 (32,974)	109,823	62,235	21,336	47,587

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額(千円)	オフィスネットワークシステム再構築設備	5,460
ソフトウェア	増加額(千円)	医療人材紹介事業基幹システム追加開発	19,755
	増加額(千円)	ネット医局システム	14,373
	減少額(千円)	ネット医局システム	31,400
ソフトウェア仮勘定	減少額(千円)	ソフトウェアへの振替	35,763

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,719	1,774	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,557	2,783	-	平成27年～28年
その他	-	-	-	-
合計	6,277	4,557	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表を計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,831	952	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	449	969	449	-	969
賞与引当金	6,853	15,400	6,853	-	15,400
ポイント引当金	5,467	10,304	5,467	-	10,304
売上返金引当金	850	655	-	850	655
訴訟関連費用引当金	42,337	19,097	4,600	-	56,835
情報セキュリティ対策費用引当金	28,734	-	4,390	2,294	22,050
役員退職慰労引当金	97,580	13,190	11,100	99,670	-

(注) 1. 売上返金引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、返金実績率の見直しによる洗替額であります。

2. 情報セキュリティ対策費用引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、費用負担見込額の見直しによる取崩額であります。

3. 役員退職慰労引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、長期未払金への振替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

ア．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	-
預金	
普通預金	283,945
合計	283,945

イ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
開業医師（個人）	6,568
一般財団法人 日本健康管理協会	3,594
医療法人社団小羊会	3,405
開業医師（個人）	2,648
医療法人純正会 名古屋西病院	2,520
その他	54,546
合計	73,282

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
66,632	764,351	757,701	73,282	91.2	33.4

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ウ．貯蔵品

区分	金額（千円）
プリペイドカード	714
その他	60
合計	775

エ．繰延税金資産

繰延税金資産は、36,971千円であり、その内容については「1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

流動負債
ア．未払金

相手先	金額（千円）
株式会社ユーテック	11,048
三井住友カード株式会社	6,086
大和証券株式会社	3,150
株式会社もしもしホットライン	2,761
大宇宙ジャパン株式会社	2,520
その他	29,306
合計	54,873

固定負債
ア．長期未払金

区分	金額（千円）
役員退職慰労金	99,670
合計	99,670

(3) 【その他】

訴訟がありますが、「第2事業の状況 4.事業等のリスク 3.その他のリスクについて(2)訴訟等について」に記載のとおりです。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL http://medrt.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成24年12月20日	平成24年12月20日	平成25年2月1日
種類	普通株式	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	1,800株	普通株式 438株	普通株式 200株
発行価格	10,000円(注)3	10,000円(注)4	10,000円(注)4
資本組入額	5,000円	5,000円	5,000円
発行価額の総額	18,000,000円	4,380,000円	2,000,000円
資本組入額の総額	9,000,000円	2,190,000円	1,000,000円
発行方法	第三者割当増資	平成24年10月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成24年10月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年8月1日	平成25年9月16日	平成26年9月1日
種類	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 101株	普通株式 10株	普通株式 13,000株
発行価格	10,000円(注)4	10,000円(注)4	(注)5
資本組入額	5,000円	5,000円	(注)5
発行価額の総額	1,010,000円	100,000円	(注)5
資本組入額の総額	505,000円	50,000円	(注)5
発行方法	平成24年10月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成24年10月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年8月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当てを含みます。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、純資産方式により算定された価格であります。
4. 発行価格は、純資産方式の価格を参考に決定した価格であります。
5. 発行価格は、当社株式公開時の当社株式1株当たりの発行価格であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	10,000円	10,000円	10,000円
行使請求期間	平成26年10月24日から 平成34年10月23日まで	平成27年2月1日から 平成34年9月30日まで	平成27年7月10日から 平成34年7月9日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
	新株予約権	新株予約権	
行使時の払込金額	10,000円	(注)5	
行使請求期間	平成27年8月21日から 平成34年8月20日まで	平成28年8月20日から 平成36年8月19日まで	
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	

7. 平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付をもって普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成26年8月18日以前に発行した株式及び新株予約権の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
富田兵衛	東京都渋谷区	会社役員	800	8,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小川智也	東京都豊島区	会社役員	800	8,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
工藤郁哉	埼玉県さいたま市見沼区	会社役員	200	2,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注)平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

平成24年10月23日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西川潔	東京都目黒区	会社役員	200	2,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
渡邊昌紀	東京都豊島区	自営業	40	400,000 (10,000)	社外協力者
横山聡子	東京都小金井市	会社員	15	150,000 (10,000)	当社従業員
後藤志麻	東京都板橋区	会社員	15	150,000 (10,000)	当社従業員
高野香月	東京都練馬区	会社員	15	150,000 (10,000)	当社従業員
津田拓哉	東京都新宿区	会社員	15	150,000 (10,000)	当社従業員
内田悠介	東京都板橋区	会社員	10	100,000 (10,000)	当社従業員
鈴木彩加	東京都武蔵野市	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
熊谷沙希	埼玉県草加市	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
河野愛子	東京都杉並区	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
大瀬愛	東京都杉並区	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
五十嵐千織	東京都世田谷区	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
宮野あすみ	東京都世田谷区	会社員	9	90,000 (10,000)	当社従業員
寒河江良子	東京都江戸川区	会社員	8	80,000 (10,000)	当社従業員
池田恭博	東京都新宿区	会社員	7	70,000 (10,000)	当社従業員
原博隆	千葉県船橋市	会社員	7	70,000 (10,000)	当社従業員
佐藤多恵	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森田麻里	東京都中野区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社従業員
青木昌代	東京都立川市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社従業員
菅原理恵	神奈川県横浜市港北区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社従業員
朴香順	埼玉県川口市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社従業員
馬場沙織	東京都渋谷区	会社員	3	30,000 (10,000)	当社従業員
田川知佳	東京都新宿区	会社員	3	30,000 (10,000)	当社従業員
西堀恭司	東京都世田谷区	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
竹田遥香	東京都港区	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
宮坂みれん	千葉県四街道市	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
馬喆	東京都江東区	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
山下澄枝	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
阪根和樹	東京都国分寺市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
鈴木貴子	東京都世田谷区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
口村健一	東京都町田市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員

(注) 1. 上記の中には退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

平成25年1月15日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鷲尾州一郎	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	2,000,000 (10,000)	当社従業員

(注) 1. 鷲尾州一郎は、平成25年6月28日付で当社取締役に選任されております。

2. 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

平成25年7月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西岡哲也	東京都調布市	会社員	25	250,000 (10,000)	当社従業員
倉森聡	東京都目黒区	会社員	25	250,000 (10,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山中晋	東京都豊島区	会社員	10	100,000 (10,000)	当社従業員
磯飛拓也	東京都世田谷区	会社員	10	100,000 (10,000)	当社従業員
鋸田亜沙美	神奈川県川崎市高津区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社従業員
北榎奈々子	東京都大田区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社従業員
津田拓哉	東京都新宿区	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
原博隆	千葉県船橋市	会社員	2	20,000 (10,000)	当社従業員
朴香順	東京都墨田区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
馬場沙織	東京都渋谷区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
伊東舞	神奈川県横浜市磯子区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
荒井千遥	東京都渋谷区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
高橋遥香	埼玉県川越市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員

(注) 1. 上記の中には退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

平成25年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
卜部顕治	東京都練馬区	会社員	10	100,000 (10,000)	当社従業員

(注) 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

平成26年8月19日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮田純	神奈川県川崎市高津区	会社員	1,500	(注)	当社従業員
宮崎章	東京都練馬区	会社員	1,500	(注)	当社従業員
山崎信明	東京都練馬区	会社員	1,000	(注)	当社従業員
安永啓俊	埼玉県富士見市	会社員	1,000	(注)	当社従業員
津田拓哉	東京都新宿区	会社員	500	(注)	当社従業員
内田悠介	東京都新宿区	会社員	500	(注)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
原博隆	千葉県船橋市	会社員	500	(注)	当社従業員
西岡哲也	東京都世田谷区	会社員	500	(注)	当社従業員
山中晋	埼玉県草加市	会社員	500	(注)	当社従業員
磯飛拓也	東京都世田谷区	会社員	500	(注)	当社従業員
大森ゆかり	東京都港区	会社員	500	(注)	当社従業員
横山聡子	東京都西東京市	会社員	200	(注)	当社従業員
後藤志麻	東京都板橋区	会社員	200	(注)	当社従業員
河野愛子	東京都西東京市	会社員	200	(注)	当社従業員
大瀬愛	東京都杉並区	会社員	200	(注)	当社従業員
寒河江良子	東京都中野区	会社員	200	(注)	当社従業員
宮野あすみ	東京都世田谷区	会社員	200	(注)	当社従業員
口村健一	東京都町田市	会社員	200	(注)	当社従業員
池田恭博	東京都新宿区	会社員	100	(注)	当社従業員
佐藤多恵	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	100	(注)	当社従業員
鈴木彩加	東京都武蔵野市	会社員	100	(注)	当社従業員
熊谷沙希	東京都足立区	会社員	100	(注)	当社従業員
五十嵐千織	東京都世田谷区	会社員	100	(注)	当社従業員
菅原理恵	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	(注)	当社従業員
森田麻里	東京都港区	会社員	100	(注)	当社従業員
朴香順	東京都墨田区	会社員	100	(注)	当社従業員
馬場沙織	東京都渋谷区	会社員	100	(注)	当社従業員
田川知佳	東京都新宿区	会社員	100	(注)	当社従業員
竹田遥香	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	100	(注)	当社従業員
宮坂みれん	千葉県四街道市	会社員	100	(注)	当社従業員
劔田亜沙美	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	(注)	当社従業員
北樹奈々子	東京都大田区	会社員	100	(注)	当社従業員
伊東舞	神奈川県横浜市磯子区	会社員	100	(注)	当社従業員
荒井千遥	東京都渋谷区	会社員	100	(注)	当社従業員
高橋遥香	東京都調布市	会社員	100	(注)	当社従業員
新井由紀	東京都稲城市	会社員	100	(注)	当社従業員
石井香里	東京都狛江市	会社員	100	(注)	当社従業員
羽鳥崇史	東京都国分寺市	会社員	100	(注)	当社従業員
在原妙美	千葉県浦安市	会社員	100	(注)	当社従業員
石山なつき	埼玉県戸田市	会社員	100	(注)	当社従業員

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
工藤絵璃	埼玉県さいたま市南区	会社員	100	(注)	当社従業員
伊藤未奈子	東京都杉並区	会社員	100	(注)	当社従業員
鵜飼萌衣子	東京都練馬区	会社員	100	(注)	当社従業員
鈴木里美	東京都練馬区	会社員	100	(注)	当社従業員
松尾健太郎	千葉県市原市	会社員	100	(注)	当社従業員
坂本いくみ	東京都杉並区	会社員	100	(注)	当社従業員
中村優里	東京都西東京市	会社員	100	(注)	当社従業員
和田加奈子	東京都調布市	会社員	100	(注)	当社従業員
鈴木貴子	東京都世田谷区	会社員	100	(注)	当社従業員

(注) 株式1株当たりの価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格としております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社富田医療研究所 （注）3.8.	東京都渋谷区恵比寿西一丁目18番3号	600,000	28.36
馬場稔正 （注）3.4.	東京都練馬区	600,000 (200,000)	28.36 (9.46)
富田兵衛 （注）3.5.	東京都渋谷区	520,000	24.58
富田留美 （注）3.7.	東京都渋谷区	160,000	7.56
小川智也 （注）3.5.	東京都豊島区	80,000	3.78
工藤郁哉 （注）3.5.	埼玉県さいたま市見沼区	20,000	0.95
西川潔 （注）5.	東京都目黒区	20,000 (20,000)	0.95 (0.95)
鷲尾州一郎 （注）5.	東京都目黒区	20,000 (20,000)	0.95 (0.95)
横山聡子 （注）9.	東京都西東京市	8,200 (8,200)	0.39 (0.39)
後藤志麻 （注）9.	東京都板橋区	8,200 (8,200)	0.39 (0.39)
高野香月 （注）9.	東京都練馬区	8,000 (8,000)	0.38 (0.38)
池田恭博 （注）9.	東京都新宿区	6,100 (6,100)	0.29 (0.29)
石塚祐美 （注）6.	東京都港区	5,000 (5,000)	0.24 (0.24)
渡邊昌紀 （注）10.	東京都葛飾区	5,000 (5,000)	0.24 (0.24)
津田拓哉 （注）9.	東京都新宿区	3,700 (3,700)	0.17 (0.17)
西岡哲也 （注）9.	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
佐藤多恵 （注）9.	埼玉県さいたま市浦和区	2,600 (2,600)	0.12 (0.12)
倉森聡 （注）9.	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
内田悠介 （注）9.	東京都新宿区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
馬喆 （注）9.	東京都江東区	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
河野愛子 （注）9.	東京都西東京市	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
大瀬愛 （注）9.	東京都杉並区	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
鈴木彩加 （注）9.	東京都武蔵野市	2,100 (2,100)	0.10 (0.10)
熊谷沙希 （注）9.	東京都足立区	2,100 (2,100)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
五十嵐千織 （注）9．	東京都世田谷区	2,100 (2,100)	0.10 (0.10)
原博隆 （注）9．	千葉県船橋市	1,700 (1,700)	0.08 (0.08)
山中晋 （注）9．	埼玉県草加市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
磯飛拓也 （注）9．	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
宮田純 （注）9．	神奈川県川崎市高津区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
宮崎章 （注）9．	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
寒河江良子 （注）9．	東京都中野区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
宮野あすみ （注）9．	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
村井仁昭 （注）6．	千葉県浦安市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
原口昌之 （注）6．	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
前川昌之 （注）10．	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
寺嶋祐樹 （注）10．	埼玉県東村山市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
その他 35名 （注）9．		12,900 (12,900)	0.61 (0.61)
計	-	2,114,700 (334,700)	100.00 (15.83)

（注）1．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3．特別利害関係者等（大株主上位10名）

4．特別利害関係者等（当社の代表取締役）

5．特別利害関係者等（代表取締役以外の当社の取締役）

6．特別利害関係者等（当社の監査役）

7．特別利害関係者等（当社役員の配偶者及び二親等内の血族）

8．特別利害関係者等（当社役員、その配偶者又は二親等内の血族が議決権の過半数を所有する会社）

9．当社の従業員

10．当社の社外協力者

独立監査人の監査報告書

平成26年11月14日

M R T 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月14日

M R T 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

M R T株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているM R T株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、M R T株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。